

後期5ヶ年(H24～28)改訂版

池田町まちづくり 推進プラン

～ 自立のための財政健全化計画～

< 平成19年度～平成28年度 >



the most beautiful
villages
in japan
「日本で最も美しい村」連合

平成24年2月

池田町

は じ め に

当町の財政状況は、長引く景気低迷の影響による税収の落ち込みや、義務的な経費の増加による財政の硬直化、さらには、これまでに実施してきた大型公共事業に伴う借入金の返済が財政を圧迫していることなどから、非常に厳しい状況にあり、収支状況を前提とした財政シミュレーションにおいては、今後とも大幅な財政赤字の発生が見込める状況から、簡素で効率的な行財政運営の実現を目指し、徹底した行財政改革により収支の均衡を図る目的から平成 18 年に「自立のまちづくり」を円滑に進めていくための指針として、本まちづくり推進プランを策定いたしました。

プランの概要として、町の財政がさらに厳しさを増すものと予想される中、第 4 次総合計画に掲げる「北アルプスと田園に抱かれた自然と住環境を大切にす町」の実現に向けた施策にどう取り組んでいくかを示したものであり、「財政の健全化」、「協働のまちづくり」、「元気と魅力あふれるまちづくり」の 3 つを柱としています。

計画期間は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とし、前期を行財政改革への集中的な取組により財政状況の健全化を目指す期間と位置付け、こうした取組による一定の収支改善効果が期待される後期にあっては、収支の均衡・安定に配慮しつつ、適正な財政規模に見合うまちづくり施策に取り組むというものでした。

このたび、10 年計画の半分が経過するにあたり、財政状況等を見直し、後半の行財政運営の指針とすべく本プランを改定することとなりました。

本プランの実施により、前半 5 か年においては、策定時の財政シミュレーションにより算出されていた大幅な財政赤字を出すことなく、財政調整基金への積立てを増やすことができるまでになりました。

大幅な歳入増加が見込めない状況の中で、収支の均衡を確保することができたのは、行政による財政改革のみならず、「自助・共助・公助」の原則の下に、住民の皆様が負担をいただいた結果と大変感謝申し上げます。

今後とも、更に厳しい認識のもとに徹底した行財政改革に取り組む所存ですので、当町の財政基盤を将来的にも健全な状態に維持・安定させるために不可欠な措置としてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成 24 年 2 月

池田町長 勝山 隆之

目次

はじめに

第1	まちづくり推進プランの策定に当たって	・・・ 1
1	策定の背景	
2	自立に向けた課題と展望	
3	まちづくりの方向性	
第2	池田町の現況と課題	・・・ 3
1	町を取り巻く環境の変化	
2	財政シミュレーション	
第3	目指すまちづくりの将来像	・・・ 14
1	町の将来像	
2	実現に向けた取組の柱	
第4	施策の展開	・・・ 15
	効率的で効果的な行財政運営の推進	・・・ 15
	歳出削減に向けた取組	
1	人件費の削減	
2	事務事業の整理合理化	
	歳入増加に向けた取組	
1	税収確保	
2	町有財産の有効活用	
3	施設使用料の見直し	
4	その他	
	まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力	・・・ 34
・	住民団体等が行うまちづくり活動への支援	
・	行政情報の積極的な公開	
・	政策形成への住民参加の推進	
	元気と魅力あふれるまちづくり	・・・ 38
・	快適居住創出プロジェクト	
・	産業雇用創出プロジェクト	
・	美しいまちじっくり満喫プロジェクト	
・	健康づくり	
・	こども支援センター	
・	町民活動サポートセンター	
・	新池田学問所	
・	総合型地域スポーツクラブ	
	「日本で最も美しい村」連合	・・・ 47
・	美しいまちづくりプロジェクト	

第1 まちづくり推進プランの策定に当たって

1 策定の背景

近年、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しています。少子・高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、IT（情報通信技術）の急速な進展などといった広範な社会情勢の変化の中で、人口減少・超高齢化社会への対応、質の高い生活環境の整備など住民ニーズは多様化、高度化してきており、適切かつ効率的な対応が迫られています。

また、長引く不況も回復の兆しがなかなか見えない状況、国際化の進展による産業の空洞化など経済構造の変化に伴う先行き不透明感を背景として、地域経済は引き続き厳しい状況に置かれており、こうした中で、地方自治体の財政状況も非常に厳しいものとなっています。

一方、国においては、地域的な社会・経済条件の多様性や住民の求める行政サービスの多様化を背景として、本来の地方自治の姿である、地方のことは地方自身が自らの判断と責任において決定することを原則とする「地方分権」を推進しており、平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により地方の役割分担と責任領域が明確に規定されました。

こうした状況において、地方自治体には、社会・経済情勢の変化や地方分権改革の進行に適応するための体制の強化が求められており、その対応のひとつの手段として、特例的な優遇措置が盛り込まれた「市町村合併特例法」による市町村合併への取組が、全国的に進みました。

池田町においては、地区懇談会を開催して町民への現況説明や意見聴取を行うとともに、二度にわたり合併に係る住民意向調査を行い、その結果を受けて、議会・行政がそれぞれ慎重に審議した結果、当面、他の市町村とは合併せず、「自立のまちづくり」を進めていくことを選択しました。

2 自立に向けた課題と展望

「自立のまちづくり」が目指す目標は、町民が、一人ひとりの顔が見える身近な環境の中で、自主的に意欲を持って生活できる地域社会をつくりあげていくことだと考えますが、市町村行財政を取り巻く社会・経済情勢がより一層厳しさを増す中であって、「自立のまちづくり」を推進するには、多くの課題を乗り越えていかなければなりません。

町財政が置かれている厳しい状況の克服は、大きな課題のひとつです。歳入にあっては、景気低迷の影響を受けて町税収入が大きく落ち込む一方、歳出にあっては、公債費や扶助費・人件費といった義務的経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

このため、町では、平成11年度に池田町行政改革推進委員会の答申を受けて策定した「第3次池田町行政改革大綱」及び平成17年度に同委員会から受けた「池田町行政改革に関する答申書」に基づき、職員数の削減や事務事業の見直し、事務経費の節減などにより人件費や物件費等の削減を進め、歳出の抑制に努めてきたところですが、近年における歳入の大幅・急激な減少は、想定範囲を超えており、町の財政構造は弾力性を失いつつあります。

今後についても、歳入総額のおよそ半分を占め、最大の財源となっている地方交付税は、国の進める改革に

対する見通しがつきにくい状況から安定した額を見込むことができず、町財政は、さらに厳しさを増すことが予想される中で、さらに効率的で効果的な行財政運営を確保するため、行財政改革の一層の推進を図らねばなりません。

3 まちづくりの方向性

池田町は、近年、下水道、町営住宅、学校、スポーツ・文化施設、福祉施設、農業施設等の社会基盤整備の充実を図ってきましたが、これらが一段落することを踏まえ、当面、大規模な投資的事業の実施を控えるとともに、町税や公共施設使用料などの自主財源確保に向けた取組により、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることが重要となります。

こうした限られた財政状況の中で、まちづくりを推進していくためには、住民の協力が不可欠となります。住民と行政との役割分担の明確化と協働によるまちづくりを推進するため、行政に対する依存意識の変革とともに、住民が協働でまちづくりに参画するという意識の醸成に取り組みます。

行財政改革という消極的な取組が中心とはなりますが、まちづくりの目標はこれだけではなく、池田町総合計画の実現にあります。このため、少子・高齢化の進行等の現状に対応するために優先実施が必要な事業、地域経済の活性化や生活環境の整備に向けて新たに取り組む施策の検討も必要となります。

これらの視点に立ち、池田町第5次総合計画に示された「人が輝き 歴史と自然が彩る てるてる坊主のふるさと」の実現を目標に、この「自立のまちづくり」推進のための計画の策定を新たなまちづくりの出発の機会としてとらえ、住民と行政がともに汗を流すことにより、希望と誇りを持てる「池田町」を築きます。

第2 池田町の現況と課題

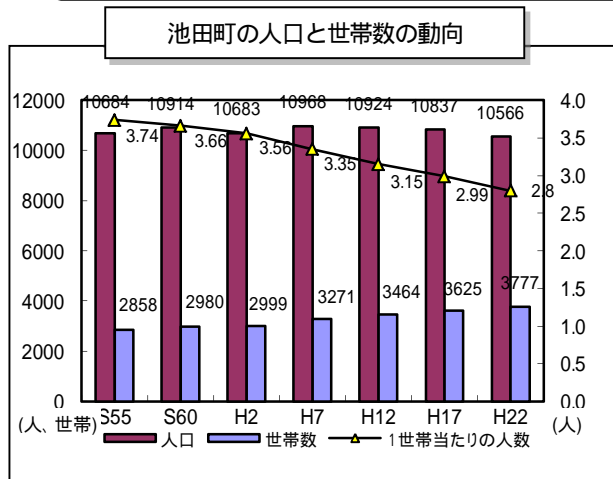
1 町を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少と少子・高齢化

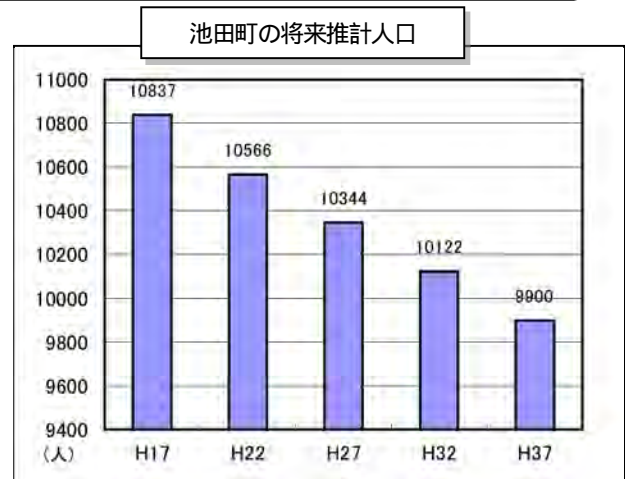
人口と世帯数の推移

池田町の人口について、プラン策定当初、ほぼ横ばいの推移をしておりましたが、平成7年をピークとして平成22年の実績値で、人口が減少に転じています。

また、町が都市計画マスタープラン策定に際して平成17年に推計した将来人口では、平成27年が10,610人で、平成37年が9,900人と予測しておりましたが、近年の減少率を勘案すると、平成27年が10,344人となり、都市計画マスタープラン策定時よりも減少が加速し、人口減少が顕著になると考えられます。



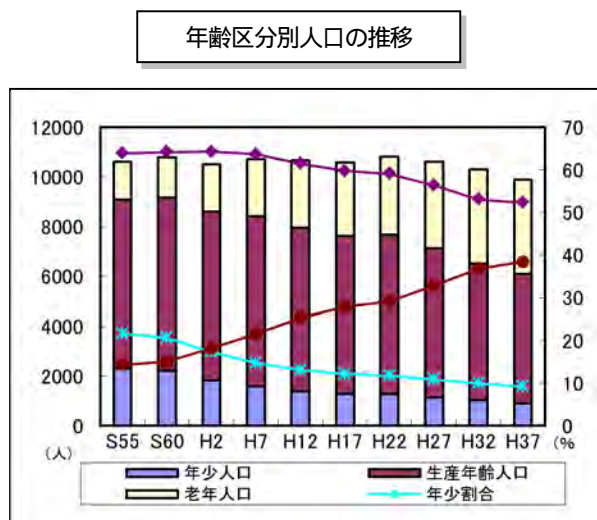
(資料：住民基本台帳)



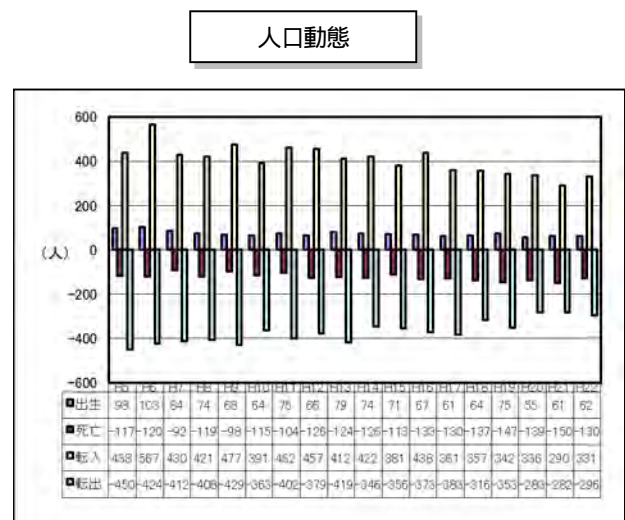
(資料：住民基本台帳・H27以降は推計値)

少子・高齢化の進行

当町においても少子・高齢化の進行は顕著であり、平成7年の国勢調査で65歳以上(老年人口)21.5%、15歳未満(年少人口)14.8%だった構成比が、平成17年には、それぞれ27.9%、12.2%となり、さらに、平成27年の将来推計人口においては、それぞれ32.8%、10.9%と予測されています。



(資料：国勢調査、町づくり推進係資料)



(資料：人口動態統計)

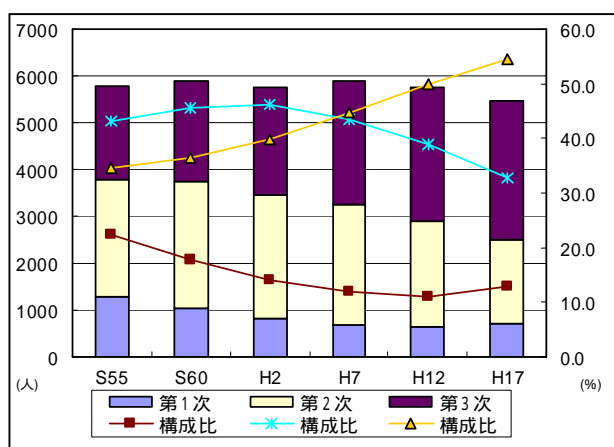
こうした状況においては、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による地域経済活力の低下や集落の縮小による地域社会の崩壊などの影響が懸念されるところであり、池田町第5次総合計画にて掲げられている平成30年における目標人口11,000人を確保するためには、質が高くきめ細かな子育て支援策の実施による若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境整備や、優良な宅地の整備・供給により町外からの流入人口の増加を図ることが課題となっています。

(2) 地域経済の活性化・生活基盤の整備

産業の現況

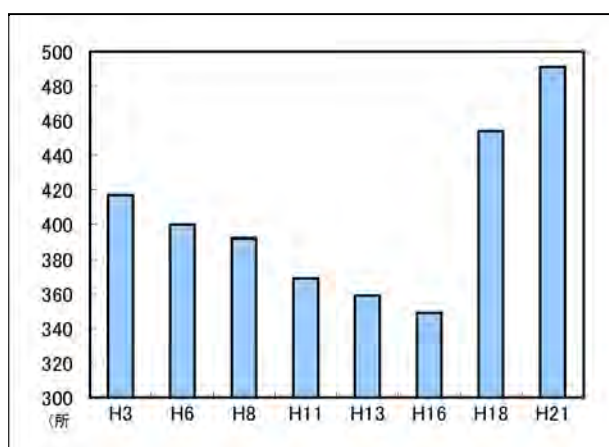
就業者数は、平成17年は5,528人(分類不能の産業を含む。)となっています。産業別の内訳を平成12年と比較すると、第二次産業が2,247人から1,789人で20.4%減少していますが、第一次産業は639人から700人で9.5%、第三次産業は2,870人から2,973人で3.6%と、ともに増加しています。事業所数(民営)・商品販売額・農業産出額については、それぞれ平成18年・21年・19年に統計調査方法変更により、数値が倍増または統計項目の削除により最新データがない状況になっています。製造品出荷額、商品販売額を平成6年と平成19年で比較すると、それぞれ7.6%、+29.0%となっています。

産業別就業者数の推移



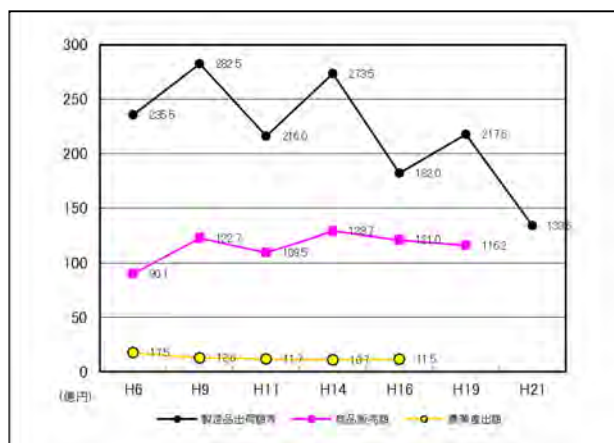
(資料：国勢調査)

事業所数(民営)の推移



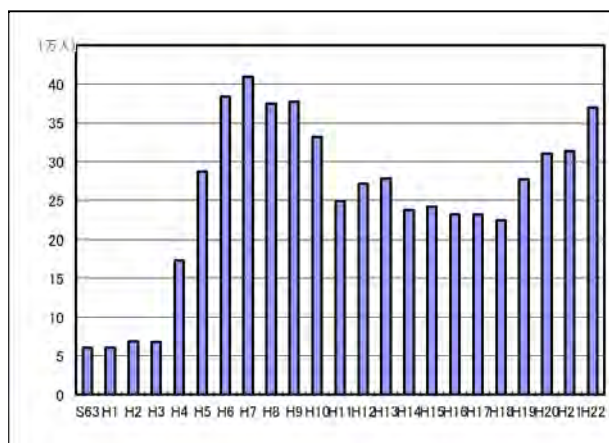
(H16までは旧調査基準による) (資料：事業所・企業統計)

製造品出荷額等の推移



(資料：工業統計、商業統計、生産農業所得統計)

観光施設等利用者数



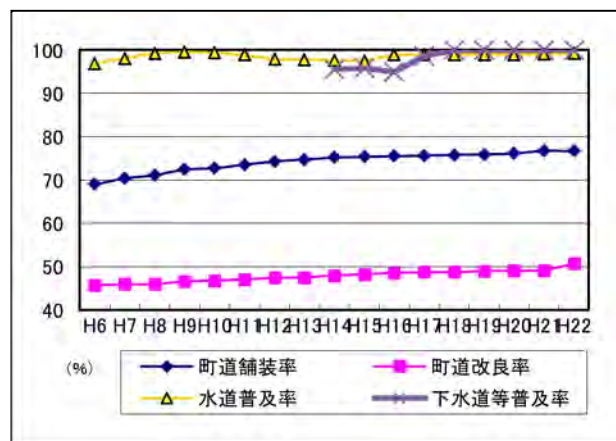
(資料：町振興課資料)

社会資本整備の現況

町道延長は平成 23 年 4 月 1 日現在 305.345km、うち改良済延長は 154.583km、舗装済延長は 234.140km で、改良率・舗装率は、それぞれ 50.63%、76.68% で県平均を上回っています。

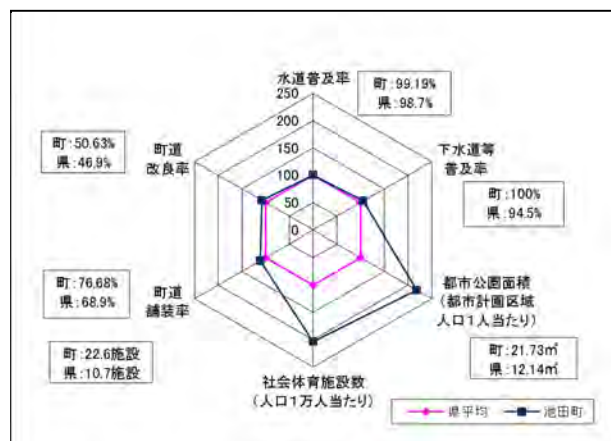
また、水道普及率は 99.39%、下水道普及率は 100%、都市公園面積は 23.27 m²/人、社会体育施設数については 21.8 施設/万人となっており、いずれも県平均を上回っています。

道路・上下水道の推移



(資料：県統計資料)

社会資本整備の状況



(資料：県統計資料)

産業の状況については、景気動向や人口減少などの影響を受け、就業人口なども徐々に減少していますが、地域が活力を失わないためにも、また、安定的な町税収入を確保するためにも、今後とも、農林業や商工業の事業者の円滑な事業活動を支援する産業振興施策を継続するとともに、新たな活力の創造に向け、町内での就労機会の拡大や利便性の向上につながる新規の企業誘致のための用地確保や自然・景観を活かした観光振興の推進などへの積極的な取組が求められています。

社会資本の整備状況については、町道改良率・舗装率、下水道普及率、都市公園面積、社会体育施設数などにおいて、当町は県平均を上回っています。重点的に実施してきた投資的事業の成果によるものですが、これらもほぼ一段落することから、現下の厳しい財政状況を踏まえ、当面、投資的事業については、生活に密着し、緊急性・必要性の高い箇所から計画的かつ経済的な整備を行うこととし、財政の健全化に寄与する必要があります。

なお、産業振興・社会資本整備に当たっては、町の最高の資源である自然・環境を守り育てることに配慮しながら、一方では、その魅力を最大限に活用する取組が求められています。

(3) 財政状況の悪化・行財政改革の推進

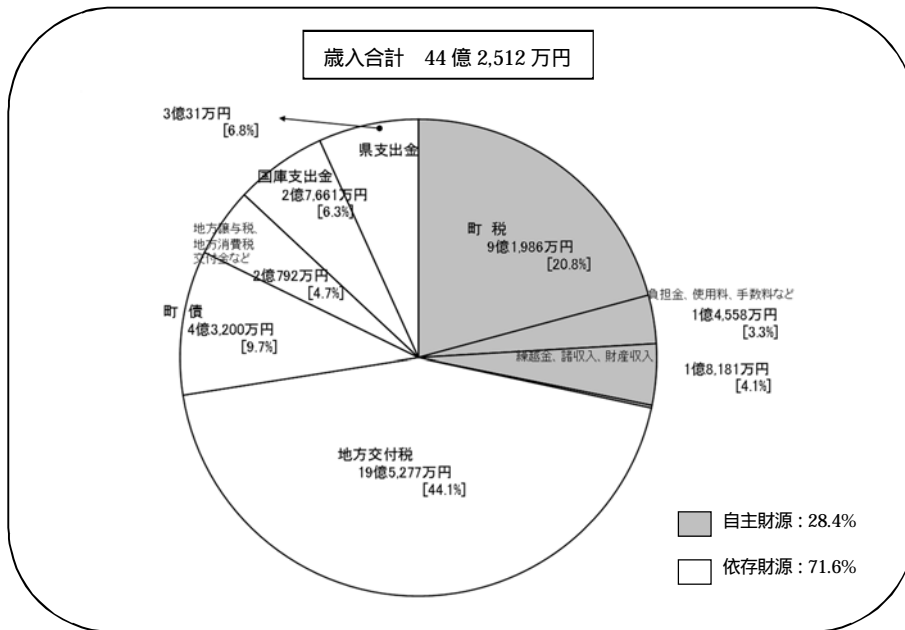
財政状況

平成 22 年度の普通会計の決算状況は、歳入が約 44 億 2,512 万円、歳出が約 43 億 5,392 万円となっています。

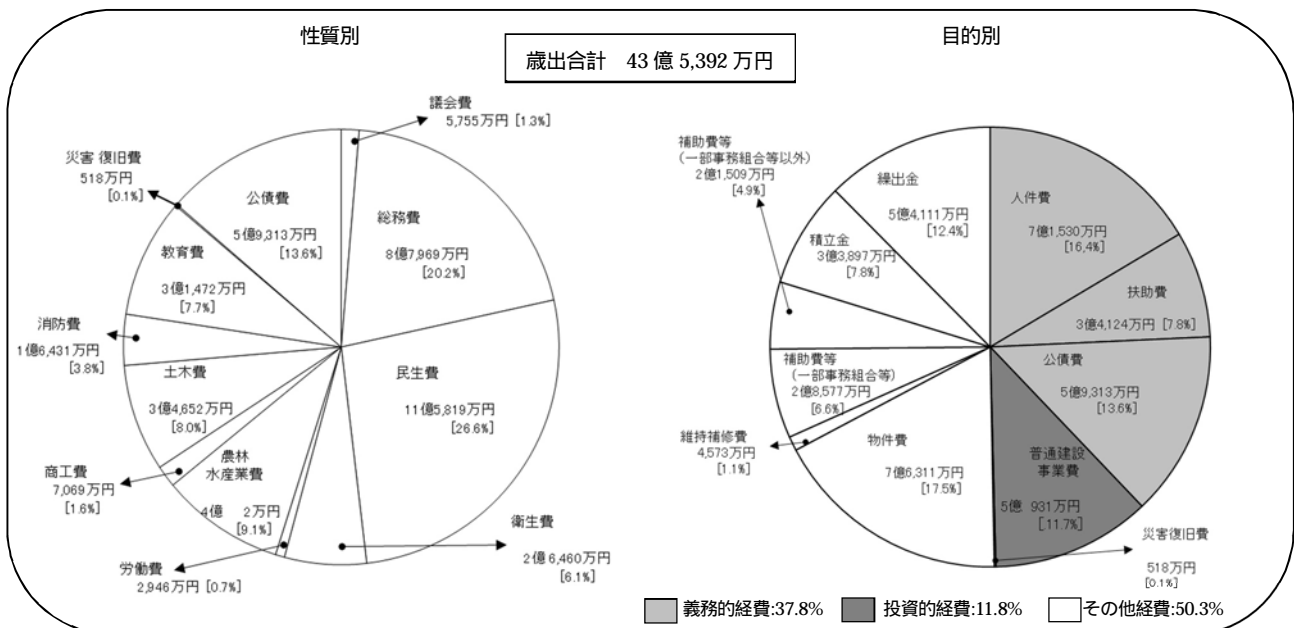
歳入では、自主財源が 28.4%、依存財源が 71.6%となっており、町税を中心とする自主財源の確保が課題であるとともに、依存財源の中でも特に大きな割合を占めている地方交付税の今後の動向が、町の歳入にとっての最大の影響要因となります。

歳出では、公債費、人件費、物件費、補助費等といった経常的な経費の占める割合が高くなっており、歳入の伸びが期待できない状況においては、こうした経費のなお一層の縮減や新たな地方債の発行抑制が課題となります。

H22 歳入決算額の内訳



H22 歳出決算額の内訳

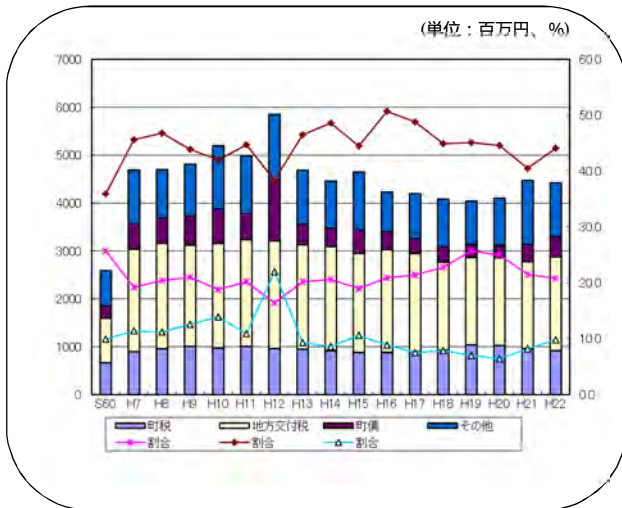


普通会計の決算額は、平成 12 年度の約 58 億円（総合福祉センター建設の影響による一時的な増加を含む。）をピークに減少傾向で推移しており、平成 22 年度は、約 44 億円となっています。

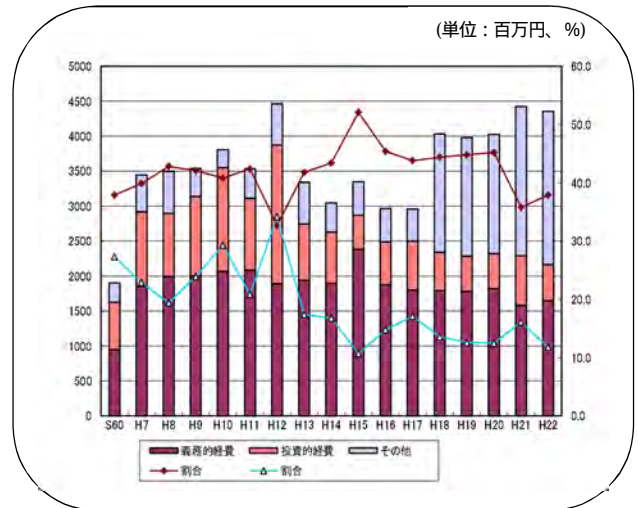
歳入の内訳について、町税は、9 億円前後で推移していますが、長引く景気低迷の影響を受けて、減少傾向にあります。地方交付税は、歳入全体の 40%強を占めますが、国が進める改革による減少が懸念されましたが、ほぼ横ばいに推移しています。

歳出については、歳入の減少を踏まえ、本プランの実施が功を奏し、退職不補充による人件費の抑制や物件費の節減により、経常的な経費の削減に取り組み、健全財政状態が保たれつつあります。

歳入決算額の推移



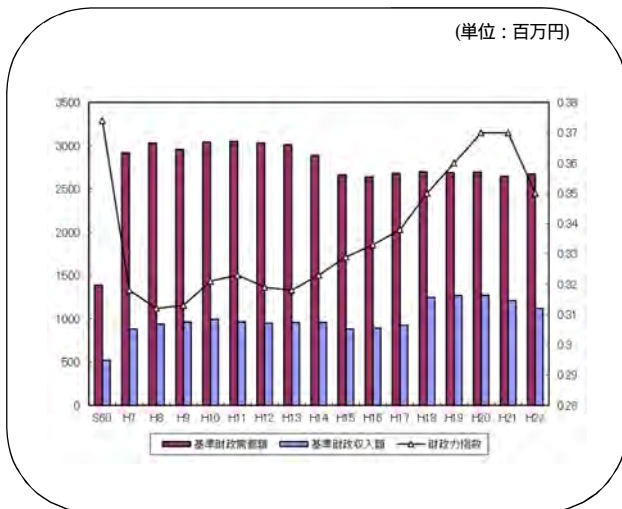
歳出決算額の推移



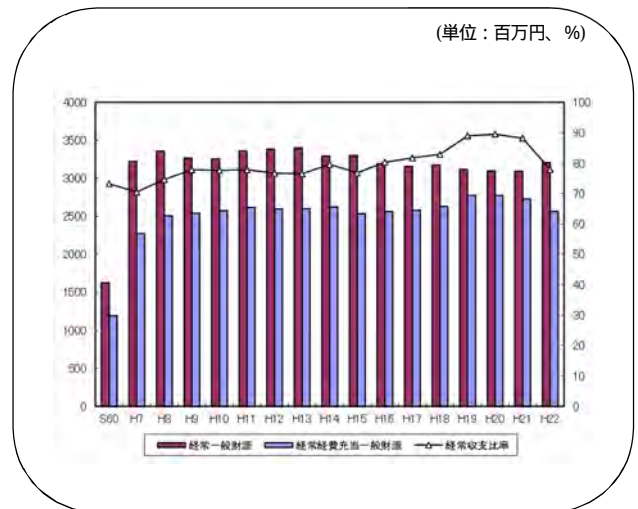
財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しており、平成 22 年度においては、0.35 となっています。

経常収支比率は、財政の健全性を判断する指標で、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかを表しており、平成 22 年度においては、77.9%となっています。この比率が高くなると、公共施設の整備などに充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなるため、一般的に 70~80%が望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

財政力指数の推移



経常収支比率の推移



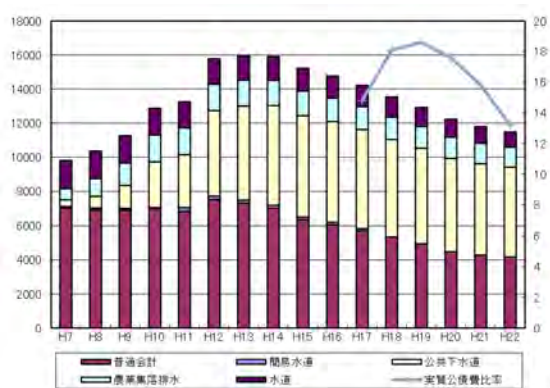
地方債は、財政運営上の資金調達手段であると同時に、学校・道路・公園など、長期間にわたり効果を生ずる施設整備に当たり、将来利用する住民の方々にも費用の一部を負担していただく方法として活用しています。平成 22 年度末における残高は、特別会計を含め 115 億 6,700 万円です。

実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当された割合を表す指標で、平成 22 年度においては、13.2%となっています。

基金は、特定の目的のために積み立てた資金で、必要なときに取り崩して使用することで財源の調整機能を果たします。平成 22 年度末における残高は、特別会計を含め 14 億 8,620 万円です。

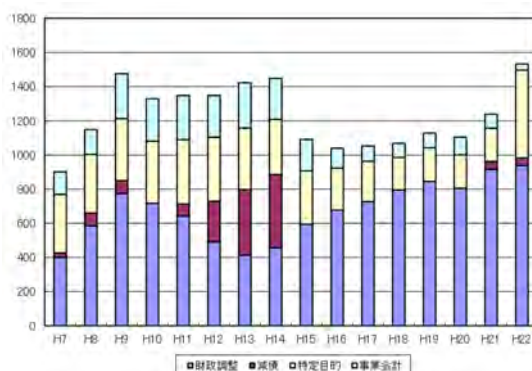
町債の推移

(単位：百万円、%)



基金の推移

(単位：百万円)



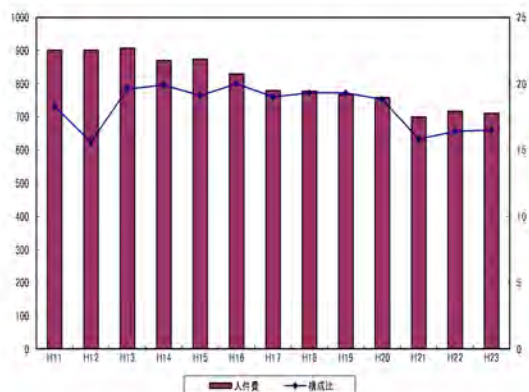
人件費・職員数

平成 22 年における人件費は、716 百万円で、前年に比べ +2.4%となっています。これは、歳出全体の 16.4%に相当します。

職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、95 人で、これは、前年の平成 22 年 4 月 1 日に比べ 4 人 (4.0%)、2 年前の平成 21 年 4 月 1 日に比べ ±0 人となっています。

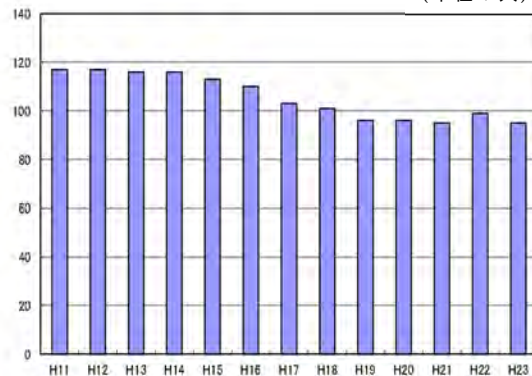
人件費の推移

(単位：百万円、%)



職員数の推移

(単位：人)



町の財政を取り巻く環境は、景気の動向を受けて町税収入が伸び悩み、また、政府による地方分権推進の流れが流動的で、町の最大の財源である地方交付税交付額の見込がつき難く、併せて東日本大震災の影響を受け、町の財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。

本プランにより実施されている行政運営の効率化・合理化をより一層充実させ、新規の起債を最小限に抑制し、公債費の減少を目指すなど、経常的な経費の一層の縮減に努めます。

また、現下の厳しい財政状況を踏まえ、限りある財源を有効に活用し、真に必要な施策に重点的に配分していくためには、現在行っている事務事業について、住民ニーズの変化や事業内容の有効性、実施方法の効率性などといった観点から、あらためて事業実施の適否について検証する必要があります。

なお、この際、公の施設の管理運営をはじめとする民間委託が可能な事務事業については、経費の節減とともに、利便性の向上・ニーズへの迅速かつ柔軟な対応による住民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入を含め、民間活力の導入についてあらためて検討します。

一方、財政改革の推進に当たっては、場合によっては住民負担の増加を伴う取組を実行せざるを得ない状況が予想されることから、行政としても自らが自助努力を徹底し、組織のスリム化・職員定数の削減などにより、より一層、人件費や内部事務経費等の削減に努めます。

職員数については、過去、公園整備や下水道整備などといった大規模事業の実施時期に、業務量の増加に対応して定員を増やしましたが、事業完了に伴い、退職者の不補充による定員の削減に段階的に取り組んでいます。

今後においても、行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、事務事業の見直し、公の施設の統廃合及び民間委託の推進、組織機構の再編などにより簡素で効率的な行政システムの構築を推進し、計画的に職員数の削減を進める必要があります。

(4) 住民ニーズの多様化・住民と行政の協働

価値観やライフスタイルの多様化により、行政サービスに求められる住民ニーズは多様化・高度化しており、今後も保健福祉・生涯学習などを中心に、質・量ともに増大することが見込まれるため、行政には、すべての世代の一人ひとりが輝き、健康で元気の出る、生き生きとした生活を送ることができるよう、サービス水準の維持・向上を図ることが求められています。

しかしながら、厳しい社会・経済情勢の中で自立のまちづくりを進めていくために、行政は今以上にスリム化する必要があるため、地域の課題やニーズによりきめ細やかに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協力・連携しながら「協働」によるまちづくりの推進に取り組むことが求められます。

2 財政シミュレーション

池田町が自立していくためには、将来にわたって町の財政が安定的に運営されることが基本となります。したがって、町の財政が今後どのように推移するのか予測しながら、まちづくりを推進する必要があります。

地方財政を取り巻く環境は、景気の低迷による地方税収入の落ち込みなどから非常に厳しい状況にあり、今後もさらに厳しさが増すことが予想されます。

また、国の進める改革の具体的な内容については、極めて流動性が高く、現段階においても詳細は見通しがつきにくい状況ですが、平成 22 年までの決算額を参考にし、一定の条件及び本プラン実施による歳出削減状況を考慮し、改めて平成 28 年までの財政収支を推計しました。

財政シミュレーションの前提条件

平成 22 年までは決算額、23 年以降を以下の条件を考慮した数値としてシミュレートしています。

【歳入】

町 税	・ 22 年度までの決算から以降の税収を推計 ・ 評価替（21 年度）に伴う固定資産税の減額を考慮
使用料及び手数料	・ 22 年度までの決算額から以降の収入額を推計
地方交付税	・ 22 年度までの決算額から以降を推計
国・県支出金	・ 現行制度の継続を基本に実施が想定される事業を基に推計
地方債	・ 23 年度は決算見込み額、以降は実施計画（第 5 次総合計画）において予定されているものを考慮
その他	・ 自主財源については、分担金・負担金、財産収入、寄付金、繰越金、繰入金（財政調整基金を除く。）諸収入を含み、22 年度までの決算額から以降の額を推計

【歳出】

人件費	・ 22 年度までの決算額から以降は推計
扶助費	・ 現行制度の継続を基本に 22 年度までの決算額から以降の見込額を推計
公債費	・ 過去の借入分は、償還計画に基づき算定 ・ 今後の借入分は、実施計画（第 5 次総合計画）にて実施予定されている事業を基に推計
物件費	・ 実施計画（第 5 次総合計画）にて予定されている普通建設事業を考慮
補助費等	・ 22 年度までの決算額から以降を推計
繰入金	・ 特別会計への繰入金について、実施が想定される事業を基に推計
投資的経費	・ 普通建設事業について、28 年度まで実施計画（第 5 次総合計画）に予定されている事業を基に推計
その他	・ 22 年度までの決算及び 23 年度見込み額を考慮して推計

財政シミュレーション（H19～H28） 【平成18年当時】

(単位：百万円)

項 目	H18予算 (12月現在)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳入合計	4,016	3,692	3,642	3,481	3,416	3,414	3,405	3,393	3,370	3,301	3,234
自主財源	1,214	1,238	1,235	1,207	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203
町税	886	1,005	1,002	974	970	970	970	970	970	970	970
使用料及び手数料	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135
その他	193	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
うち基金繰入金 (財調以外)	50										
依存財源	2,802	2,454	2,407	2,274	2,213	2,211	2,202	2,190	2,167	2,098	2,031
地方交付税	1,800	1,720	1,716	1,694	1,693	1,698	1,689	1,677	1,654	1,585	1,518
国・県支出金	339	243	243	243	243	243	243	243	243	243	243
地方債	334	258	223	112	52	45	45	45	45	45	45
うち臨時財 政対策債	174	160	100	50							
その他	329	233	225	225	225	225	225	225	225	225	225
歳出合計	4,143	3,887	3,898	3,715	3,642	3,586	3,533	3,504	3,467	3,371	3,341
義務的経費	1,893	1,869	1,846	1,756	1,683	1,627	1,574	1,545	1,508	1,412	1,382
人件費	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849	849
扶助費	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222	222
公債費	822	798	775	685	612	556	503	474	437	341	311
消費的経費	1,720	1,755	1,769	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749	1,749
物件費	670	670	670	650	650	650	650	650	650	650	650
補助費等	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499
繰出金	494	529	543	543	543	543	543	543	543	543	543
その他	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
投資的経費	530	263	283	210	210	210	210	210	210	210	210
普通建設事業費	386	263	283	210	210	210	210	210	210	210	210
災害復旧事業費	144										
収支	127	195	256	234	226	172	128	111	97	70	107

毎年赤字が発生

財政シミュレーション（H19～H28）【改訂版】

（単位：百万円）

項 目	H18決算	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算 見込み	H24	H25	H26	H27	H28
歳入合計	4,083	4,040	4,104	4,475	4,425	4,355	4,774	3,995	4,262	4,010	4,010
自主財源	1,263	1,385	1,394	1,269	1,255	1,235	1,285	1,235	1,285	1,235	1,235
町 税	932	1,039	1,028	962	920	900	900	900	900	900	900
使用料及び 手数料	140	148	143	132	133	135	135	135	135	135	135
そ の 他	191	198	223	175	202	200	250	200	250	200	200
うち基金繰入金 （財調のみ）			64								
依存財源	2,820	2,655	2,710	3,206	3,170	3,120	3,489	2,760	2,977	2,775	2,775
地方交付税	1,835	1,821	1,831	1,812	1,953	1,890	1,890	1,800	1,800	1,800	1800
国・県支出金	326	321	392	816	577	581	450	450	450	450	450
地 方 債	323	281	263	367	432	449	924	285	502	300	300
うち臨時財 政対策債	174	158	148	230	289	221	200	180	180	180	180
そ の 他	336	232	224	211	208	200	225	225	225	225	225
歳出合計	4,031	3,980	4,023	4,423	4,354	4,347	4,840	4,136	4,333	4,165	4,008
義務的経費	1,791	1,782	1,819	1,582	1,650	1,629	1,640	1,646	1,663	1,605	1,658
人 件 費	777	767	758	699	716	710	707	707	707	707	707
扶 助 費	194	217	225	232	341	370	410	420	430	430	430
公 債 費	820	798	836	651	593	549	523	519	526	468	521
任意の経費	1,690	1,696	1,703	2,131	2,190	2,113	2,050	1,890	1,870	1,860	1,860
物 件 費	634	673	641	699	763	760	750	720	700	700	700
補 助 費 等	511	498	537	709	501	499	500	500	490	490	490
繰 出 金	488	458	495	546	541	566	700	610	620	620	620
そ の 他	57	67	30	177	385	288	100	60	60	50	50
投資的経費	550	502	501	710	514	605	1,150	600	800	700	490
普通建設事業費	412	470	501	710	509	484	1,150	600	800	700	490
災害復旧事業費	138	32			5	121					
収 支	52	60	81	52	71	8	66	141	71	155	2

プラン実施により改善

旧シミュレーション時収支(前ページより抜粋)

収 支	127	195	256	234	226	172	128	111	97	70	107
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----

【 年度末基金残高 】

(単位 : 百万円)

項 目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	795	845	806	916	938	958	892	751	680	525	527
減債基金	0	0	0	46	46	46	46	46	46	46	46
国保支払準備基金	80	84	100	79	32	32	32	0	0	0	0
国保高額医療費資金貸付基金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
公共下水道事業基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定目的基金	福祉基金	97	97	97	97	103	97	97	97	97	97
	てるてる坊主基金	42	42	42	42	25	25	25	25	25	25
	スポーツ振興基金	7	6	6	6	5	4	4	3	3	2
	土地開発基金	35	44	44	44	44	21	21	21	21	21
	ふるさと・水と土基金	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6
	ごみ焼却場取壊基金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	てるてる坊主のふるさと応援基金	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
	公共施設等整備基金	0	0	0	0	330	330	136	136	0	0
計	191	197	194	194	513	483	289	289	152	152	
合計	1,069	1,129	1,104	1,239	1,532	1,523	1,263	1,089	882	726	

当初プランにおける単年度の収支バランスは、歳出超過が続き基金を取り崩して対応せざるを得ない状況から、基金の枯渇を招かないよう改革を実施し、財政調整基金（予算編成における年度間の財源の不均衡を調整するための基金）残高 3 億円を基本として積み立て、以降はまちづくり事業財源に活用することとしていました。

平成 19 年以降、本プランを実施して 5 年を経過しようとしている現在では、収支改善に向けた取組の結果、決算額で、微小ながら歳入が歳出を上回り、一般家庭の預貯金に当たる財政調整基金を積み立てることができました。

現在の財政シミュレーションでは、平成 28 年度末における基金残高が 5 億 2,700 万円となる見込みであることから、今後は、財政調整基金残高を 5 億円と再設定し、まちづくり事業等を本プランに沿って実施したうえで、5 億円を超えた金額については、公共施設等整備基金などの特定目的基金に積立てることとします。

第3 目指すまちづくりの将来像

1 町の将来像

池田町に住む一人ひとりが輝き、健康で元気の出る、生き生きとした生活を送ることができるまちづくりを進めるため、池田町第5次総合計画が目指す「人が輝き 歴史と自然が彩る てるてる坊主のふるさと」の実現を目標に、自立のまちづくりに取り組みます。

しかしながら、地域の社会・経済情勢は先行き不透明であり、また、町の財政が非常に厳しい状況に置かれている中で自立の道を歩んでいくには、行政が率先して徹底した行財政改革に取り組むことはもちろんですが、住民の皆様にもまちづくりにこれまで以上の協力をお願いしなければなりません。

本プラン前半5年間の実施により、予想以上の歳出削減効果が発生し、基金の積立てができました。

後半5年間は、情報の公開・共有に配慮し、住民と行政のパートナーシップに基づく協働により、今まで取組んできた本プランをより一層推進し、まちづくり施策の展開に取り組みます。

2 実現に向けた取組の柱

効率的で効果的な行財政運営の推進

15 ページ～

時代の変化に対応し、限られた財源を有効に活用するため、事務・事業の全般的な見直しにより、行政経費の削減と、簡素で効率的な行政運営をより一層進めます。また、併せて公の施設の管理手法や各種サービス内容等の創意工夫により、より質の高い住民サービスの提供に努めます。

まちづくりへの住民参加の推進・住民との協力

34 ページ～

行政需要が多様化する中、課題解決のためには、住民と行政がともに知恵を出し合い、良きパートナーとして連携していく必要があります。

小さい町の利点である顔の見える地域活動をより推進し、地域課題である少子高齢化への対応や快適な住環境の創生などに対し、積極的な住民参加を図ります。

元気と魅力あふれるまちづくり

38 ページ～

町の最高の資源である自然環境を守り育て、快適な生活空間づくりを進めるとともに、そこに住む子どもから高齢者まですべての人々が健康で生き生きとした生活を送れるよう、やすらぎのまちづくりを進めます。

また、その魅力を活かした環境整備により町外との交流の増加に積極的に取り組むとともに、地域の特性を活かした多彩な産業の振興により働く環境の維持・向上を目指し、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

第4 施策の展開

効率的で効果的な行財政運営の推進

地方行財政を取り巻く社会・経済情勢の大きな変化を踏まえ、自立のまちづくりを推進していくために乗り越えなければならない課題のひとつとして町財政の健全化が挙げられます。

本計画前期において、行財政改革への集中的な取組を行う期間と位置付け、さまざまな取組を取りまとめた「行財政集中改革プラン」(平成17年から平成21年)を推進し、効率的で効果的な行財政運営の推進を図り、当初目標を上回る財政調整基金の積み立てができました。

計画期間後半においても大幅な歳入増加は期待できない状況であり、より一層事務事業の見直し、ならびに歳出削減に向けた取組を行い更なる財政の健全化を目指します。

歳出削減に向けた取組

1 人件費の削減

簡素で機能的な行政組織の構築に向けた機構改革ならびに退職不補充による職員数の削減を、総務省の指導により策定した池田町行財政集中改革プランにより進めてきました。

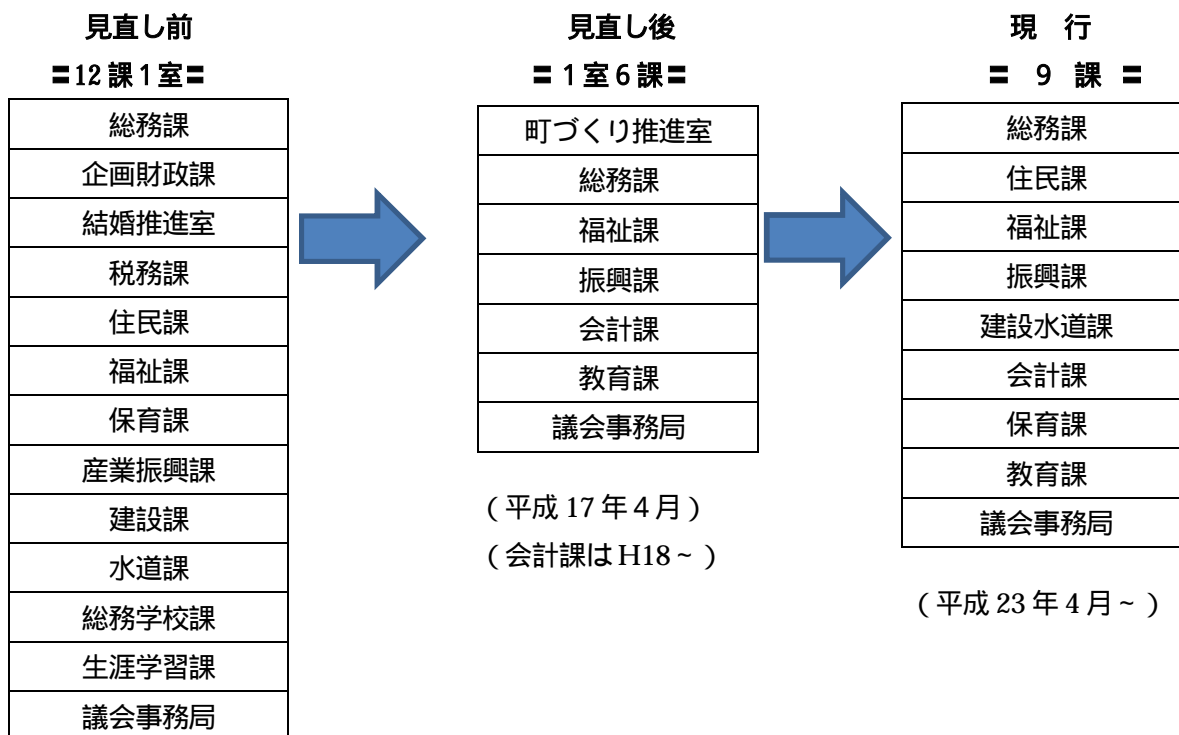
同プランの取組期間は平成21年に終了していますが、プランを基本として諸手当や昇給制度の見直しによる給与の適正化などにより、人件費総額の削減に努めます。

(1) 役場組織の見直し

多様化する住民ニーズに的確に対応し、簡素で効率的な行政運営を行うため、平成17年4月に大課制による行政組織の機構改革、翌18年には収入役の廃止により会計課を設置し、組織の簡素化を図りました。

その後も池田町行財政集中改革プランに沿った改革及び、住民ニーズに応じた事務事業の執行を確保するための組織見直しを行い、平成21年4月からは住民課部門と建設水道課部門に専門課長を配置し、翌22年からそれぞれ課を設置しました。また、平成23年4月には、それまでの町づくり推進課を廃止し、保育課を新設しています。

今後も随時見直しを行い、時代にあった機能的かつ合理的な組織機構の編成を行います。



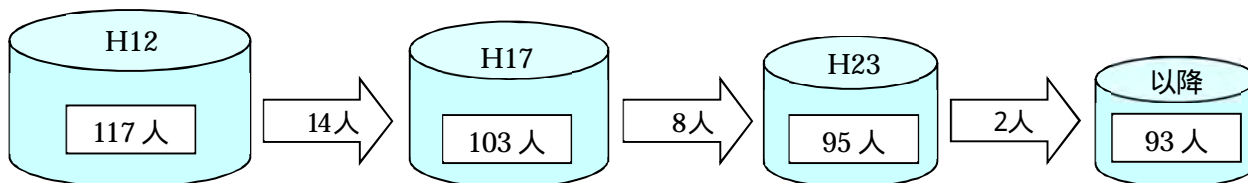
(2) 職員数の削減

行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、職員総数について、平成 12 年度の 117 人を最大とし、行財政集中改革プランにて平成 22 年度に 93 人となるよう新規採用を最小限に抑えることにより、一般職の職員総数削減をしてきました。

集中改革プランによる組織及び職員数を継続の目標値とし、数年先までの退職者数を考慮しながら、職員の年代的な不均衡が生じないように、計画的な職員採用を目指します。

また、町議会議員は、平成 19 年 4 月から 3 名、農業委員は平成 19 年 3 月から 5 名、それぞれ定員を削減し、人件費の抑制を図りました。

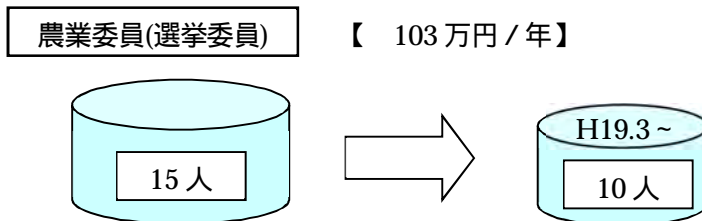
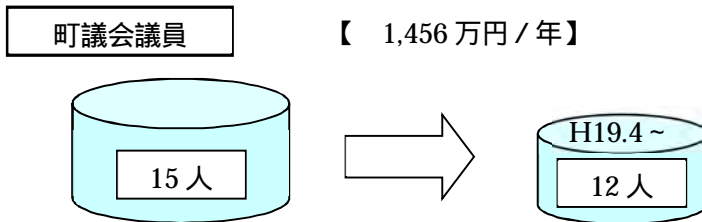
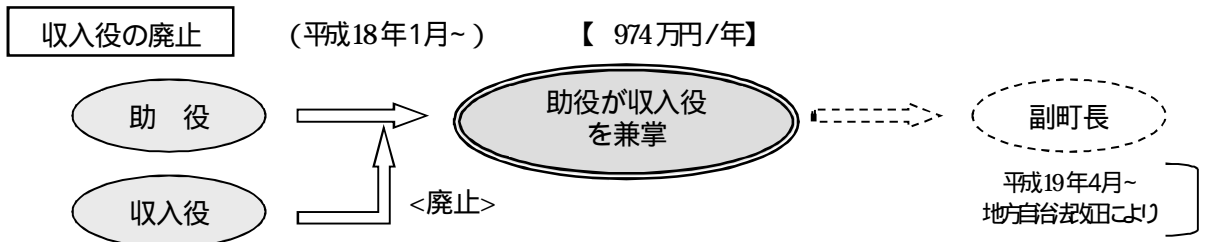
一般職職員数の状況と目標



< 職員総数削減に向けた取組 >

- * 民間への業務委託等の推進（指定管理者制度の活用）
- * IT の活用による事務の効率化
- * 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

特別職の定数等



(3) 給与の適正化

職員給与については、これまでも人事院勧告及び国の指導を尊重し、原則として国の制度に準じた総人件費の抑制策を講じてきたところですが、今後においても、積極的な情報公開を行い、住民の理解と支持を得られるよう配慮しつつ、随時、見直しを行い、適正な水準とするよう努めます。

《具体的な取組》

- * 給与構造の改革 (H18~)
 - ・ 地域の民間給与を考慮した俸給表水準の引下げ
 - ・ 中高年齢層の俸給水準の引下げによる給与カーブのフラット化
 - ・ 昇給・ボーナス支給における個々の勤務実績の反映
- * 特殊勤務手当の見直し (H18~)
 - ・ 10 手当を 4 手当に整理
- * 超過勤務手当の抑制
 - ・ 事務処理の効率化等による時間外勤務の縮減
- * 職員数・給与等の公表
 - ・ 地方公共団体間の比較が可能な形での公表
- * 常勤の特別職等の給与、町議会議員の報酬の見直し
 - ・ 一般職の給与の見直しに併せ、随時、特別職報酬等審議会にて検討
- * 非常勤の特別職の報酬の見直し (H19~)
 - ・ 近隣市町村の実態を考慮した報酬の見直し

ラスパイレス指数
H15・・・95.3
H16・・・92.2
H17・・・91.6
H18・・・93.1
H19・・・92.2
H20・・・95.3
H21・・・96.3
H22・・・96.0

(国家公務員の給与水準を 100 とした場合の指数)

(4) 職員の資質向上

国から地方へ権限・財源を移譲する地方分権の進行に伴い、地域のことは地域が自ら決定し（自己決定）自ら責任を持つ（自己責任）ことを基本とする分権型社会の実現に向け、地方自治体には、これまで以上に地域の実情に応じた行政課題への的確かつ迅速な対応が求められることから、こうした情勢に対応した意欲と能力の高い人材の育成・強化に努めます。

- ・ 職員提案制度の充実（ボトムアップ・プロジェクトの活用等）
- ・ 他自治体との相互人事交流
- ・ 多様な手法による研修機会の充実
- ・ 人事評価と勤務実績の反映
- ・ 新規採用職員人事評価制度制定（平成 22 年度～）

平成 22 年より、通常の職員研修の他に、全職員を 5 つの班に分けてそれぞれの代表者の計画立案による視察研修を実施しています。

平成 23 年には公務員倫理をテーマとした職員研修の他、新たな試みとして役場庁舎入口にて庁舎案内サービスを全職員交代で実施しました。

2 事務事業の整理合理化

厳しい財政状況が続き、社会情勢が大きく変化する中で、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するためには、限られた財源を効果的かつ重点的に配分する必要があることから、「自助・共助・公助の原則」の観点に基づき行政が行うべき事務事業の範囲を見極めるとともに、行政事務の効率化・低コスト化を図るため、事務事業全般について見直しを行います。

(1) 総括的事項

事務事業評価の実施

町が行うすべての事務事業について、行政の果たすべき役割、受益と負担のあり方、効率的な実施方法の確保などといった観点から、平成 18 年に精査・検討を行い、その結果をもとに、費用対効果等を考慮しつつ、所期の目的を達成した事業の廃止・縮小、目的が類似する事業の統合など抜本的な整理合理化を行うものとし、19 年以降の予算に反映させます。

また、こうした取組を定期的・継続的に行い、施策決定・予算編成プロセスへの位置付けの定着化を図るため、施策や事務事業の重点化や見直しにより住民ニーズに対応した効率的・効果的な行政を推進するとともに、施策や事務事業の内容を住民にわかりやすく説明し、行政の透明性の向上に取組みます。

見直しの視点

必要性

町民のニーズを反映しているか。
町の関与する範囲は適切か。

有効性

期待された効果は得られているか。

効率性

効率性を高める余地はあるか。

公平性

事業効果の配分や受益者負担は適切か。

見直しの手法

施設等維持費の見直し
補助金等の整理合理化
内部管理経費の見直し
投資的経費の見直し
その他

具体的な取組（文中太字箇所は、当初計画に対する現在の取組及び検討状況です。）

廃止・縮小する事務事業

事務事業名	事務事業内容	廃止・縮小内容
公用車管理事務	公用車（マイクロバスを含む。）の燃料費、修繕費など維持管理経費	・集中利用管理による稼働率向上に伴う保有台数の削減 ・マイクロバスの削減検討
=平成20年より、公用車の集中利用管理を実施し、保有台数の削減を図った。 マイクロバスの削減については、利用状況等の把握と利用の精査をおこないつつ、当面は、現在の2台体制を維持していき、故障・事故等により更新する場合は、小型のマイクロバスを購入して、経費の削減を図っていく。		
分煙対策推進事業	役場庁舎内へのリースによる分煙器の設置	庁内禁煙化による分煙器の撤去
=庁舎内禁煙化の実施により、撤去済み。		
交流事業（オランダ・バウンテンポスト）	オランダ・バウンテンポストとの友好交流事業（事務局：町）	相互交流の発展が期待できないことから、当面、活動を休止
=取組みを休止中。		

居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の事業所指定を受け、要介護者に対する介護計画を策定（居宅介護支援事業の提供） ・要介護認定調査の実施 	<p>以下の理由から廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所が複数開設され、居宅介護支援事業が提供されている。 ・介護支援専門員の確保が困難 ・地域包括支援センター・介護予防支援事業の運営に重点をおく。
----------	---	--

= 平成 18 年度をもって事業廃止。

空店舗活用対策事業	空店舗を活用したイベント等の実施費用に対する助成	3 年間の実績を踏まえ、事業実施が活性化に結び付いていないため縮小
-----------	--------------------------	-----------------------------------

= 地域商業力再興強化事業として商工会へ補助することとした。

遊園施設管理事業	遊園施設（三郷地区）に設置している水道施設の管理委託料	利用者が少ないことから、地元自治会への管理委託（無償）または施設廃止
----------	-----------------------------	------------------------------------

= 平成 23 年度をもって施設廃止。

ハーブ鑑賞園運営	ハーブ鑑賞園の運営管理	ハーブセンター南隣の育苗温室の撤去、乾燥施設の管理者変更による維持管理経費の縮減
----------	-------------	--

= 指定管理者制度により、移管。

大峰特産品直売施設管理事業	大峰特産品管理施設の運営管理	施設廃止
---------------	----------------	------

= 施設廃止済み。

高瀬中学校プール管理事業	中学校プールの運営管理	町民プールとの一本化による施設管理経費の削減に向けた検討
--------------	-------------	------------------------------

= 平成 19 年以降、高瀬中プールの使用を止め、町民プールを利用している。

内部事務経費（新聞購読料・食糧費・臨時職員賃金）	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、施設における新聞購読 ・各種会議等に伴う食糧費 ・事務補助等を行う臨時職員の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・共有化による購読部数の削減 ・公費負担基準の明確化による抑制 ・繁忙期に限定した雇用原則の徹底による雇用人数の削減
--------------------------	--	--

= 上記、縮小内容に沿って内部事務経費を削減した。

実施方法等を見直す事務事業

事務事業名	事務事業内容	見直し内容
予算編成事務	平成 19 年度当初予算の編成	事業担当課等の主体性と責任を一層明確化した予算編成を行うため、経常的な経費について、各課等に枠配分を行い、各課等はその範囲内で執行状況を踏まえた予算要求を実施

= 予算編成にあたっては、池田町総合計画に位置付けられた実施計画に基づき編成することを基本とし、それ以外は緊急性を要するもの以外予算措置しないことを基本とする。

事務事業評価事務	事務事業の見直し	新規事業の導入に際しての事前評価制度の導入について検討
----------	----------	-----------------------------

= 平成 21 年に事務事業評価を実施したが、事業数が多く評価のポイントを絞りきるに至らなかった。今後は、重点的な事業の絞り込み、併せて第三者の視点から事業の評価や事業に対する意見を聴取することができる仕組み（HPでの公開など）について検討する。

公共施設運営事業	各種公共施設の運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入（ハープセンター、福祉会館） ・運営の効率化・住民サービス向上に向けた管理のあり方の検討（総合体育館、農村広場、クラフトパーク、多目的研修センター、美術館、創造館、児童センター）
----------	-------------	---

= ハープセンター及び福祉会館は計画どおり指定管理化、その他施設の効率化・サービス向上に向けた管理については、随時検討中。

議会報発行事業	年 4 回の定例会を中心に議事の内容を掲載した広報誌を発行	広報いけだとの統合による広報活動の合理化と経費節減に向けた検討
---------	-------------------------------	---------------------------------

= 広報いけだとの統合について検討したが、それぞれの独自性を継続させるため存続することとした。ただし、印刷・発行については統合するなどして経費削減が図れるか再検討中。

内部事務経費（光熱水費・通信費・事務用品購入費）	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の電気代、燃料代等 ・事務用の郵便料、電話料等 ・電子機器（パソコン等）の購入等 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明、OA機器、暖房等の節約 ・安価な宅配便、IP電話等の活用 ・更新期間の延長によるパソコン等購入費用の削減
--------------------------	---	--

= 各見直し内容に沿って事務経費の削減中。

町観光協会補助事業	観光資源の健全育成と観光宣伝事業の推進	H18 に設立した町観光推進本部との事業の連携及び補助金の統合について検討
-----------	---------------------	---------------------------------------

=平成 19 年以降、事業及び補助金を統合して運営中。

花の里づくり事業	町内における花づくり推進のための費用を自治会に助成	事業開始から年数が経過し、一定の成果が得られていることから、さらに効果的な事業の実施方法を検討
----------	---------------------------	---

=10 年以上が経過しており、一定の成果が得られていることから、今後は住民主体のものとし、「日本で最も美しい村」連合の活動に結びつく活動になるようにしていく。

教職員住宅管理事務	小中学校の教職員に貸与する住宅の維持管理	民間賃貸住宅との均衡を考慮した使用料（家賃）の見直し
-----------	----------------------	----------------------------

=見直し内容にある民間賃貸住宅との均衡を考慮した家賃改定は、検討の結果見送ることとした。老朽化及び少子化のため必要数は減少していることから、建て替え等の更新は行わず、民間賃貸住宅の借り上げを視野に入れ、将来的に廃止することも検討する。

小中学校教育振興事業	小中学校における適切な教育の実施	教材購入費用に対する公費負担の見直し
------------	------------------	--------------------

=見直し内容にて検討したが、個人持ちの教材は保護者負担にて購入していただき、教材の公費負担は行わないこととした。今後は、卒業などにより不要な教材が生じた場合は、リユースできる体制などを検討していく。

美術館運営管理事業	町立美術館の運営管理	町民が町の美術館に誇りと親近感を持つことができ、かつ、効率的な運営方策を検討
-----------	------------	--

=後出の -2-(2)施設等維持費の見直しに記載。

浅原六朗文学記念館運営管理事業	浅原六朗文学記念館の運営管理	浅原六朗以外の町ゆかりの文化人等の紹介やミニイベント会場としての利用など文化と観光の両面から多面的な活用方法を検討
-----------------	----------------	---

=平成 19 年以降、館内コンサートを開催している。また、観光協会との連携も実施している。

【電子自治体推進事業】

県高速情報ネットワークシステム及び電子申請届出サービスの運用による自治体の電子化の推進

= セキュリティーの高い県高速情報ネットワーク回線を利用し電子申請及び、安定・安心の情報提供サービスを行っている。

【元気なまちづくり事業】

「協働のまちづくり」の浸透に向け、自治体の自主的な活動に助成(まちづくり事業・建設資材支給事業)

= 自助・共助・公助を明確にし、「自治会パートナー」の浸透と併せ、拡充を図った。

補助金は、例年 20～25 事業の申請があり。平成 22 年度からは 5 人以上の団体も制度利用できるよう更に拡充した。自治会における活動として、補助対象範囲の線引きが難しい点もあり、また、自治会パートナー制度は有効に活用している自治会とそうではない自治会との差が顕著となりつつあることから、接点のあり方の検討が必要。

【消防施設管理事業】

消防設備、備品等の維持管理

= 消防バイク隊の編成によりオフロードバイク 6 台、指令車 1 台、ポンプ車 2 台、積載車 2 台を更新した。

吾妻町・林中に耐震性防火水槽を設置。今後、ポンプ車の持続的な更新及び法改正による消防無線のデジタル化を順次対応し、消防力の維持をしていく。

【町税賦課徴収事務】

・町全域の航空写真撮影、GIS (地理情報システム) への反映 (土地の利用実態、家屋新增改築の把握)

・端末画面での個人住民税の申告の処理

= 平成 21 年度航空写真撮影により、土地の利用形態、家屋新增築の把握が正確にできた。

今後も定期的に航空写真の更新を図りたい。

個人住民税申告用のシステムを平成 20 年度より運用し、課税事務の正確性・効率性が確保されている。

【電子戸籍システム導入事業】

戸籍に係る情報管理・証明書発行事務等のコンピューター化

= 平成 19 年度に戸籍の電子化を実施した。平成 23 年 11 月より、大北広域にてサーバの共同利用を開始し、維持管理経費を削減した。

【地域包括支援センター運営事業】

地域包括支援センターの運営 (総合相談、権利擁護、介護予防支援、包括的継続的マネジメント)

= センター設立以来、地域包括ケアシステム構築・個別支援・福祉ネットワーク構築・関係者ネットワークの構築・新たな地域課題の把握について取組みをしてきているが、処遇困難な事例が増えてきており、スタッフ体制の整備が今後の課題である。

【外来植物対策事業】

侵略的な外来植物 (セイタカアワダチソウ、アレチウリ、オオキンケイギク等) に対する住民の理解の増進及び除去作業の実施

= 生態系の保全に係る正しい理解の普及に向けた広報の充実を図りながら、町職員・不法投棄監視連絡員・地方事務所の連携により駆除を行っている。個人所有地に繁殖している場合、所有者に駆除依頼をしているが駆除の実施は土地所有者判断であるため、完全な駆除ができない。

また、市町村ごとに取組の姿勢が異なるため県・広域などによる対応の必要性あり。

【清掃事業】

一般ごみの収集・運搬・処理

= 家庭の実情に応じた生ごみの自家処理促進・ごみの減量・分別の徹底に向け、ごみ処理施設見学会並びに学習会を開催し啓発している。また、平成 22 年度よりリサイクル推進委員会を組織してごみの減量、リサイクルに対する取組み及び地球温暖化防止等対応の協議を行っている。

【防犯灯管理事業】

防犯灯の維持管理

= 池田町防犯組合により、防犯・安全対策の向上のため、老朽化した設備については更新している。
また、予算の範囲内で今後の更新についてはLED化していく。

【産業力の再興事業】

町特有の高品質製品、製造技術等を継承する人材育成や産業力の再興に取り組む費用を助成

= ものづくり産業クラスターを形成し、イノベーションクラブ・スクール・人材育成事業等を展開、商工会に専門知識者を常駐させ、町内企業の活性化を図る。

【活性化施設運営管理事業】

活性化施設 1・2 号館の管理運営（現・エルプいけだ及びキッチンカモミール）

= 地域の特産品の開発・販売による地産地消・食育の推進や地域農業の振興を図る。
平成 22 年度以降は、技術の向上、法人化への取り組みに対し継続して支援していく。

【森林整備事業】

松くい虫対策事業

= 樹種転換、被害木の抜倒駆除、空中防除等被害拡大防止のため、対策を積極的に推進している。
平成 22 年度は 2,270 m³を駆除。

【間伐推進事業】

間伐の実施に要した経費の一部への補助

= 美しい森林環境の保全と災害に強い森林づくりのため、地域協議会を設立し、団地化を図り、積極的な森林整備を行っている。また、森林整備に不可欠な作業路網の整備も行っている。

【地域防災対策事業】

災害ハザードマップの作成・配付

東日本大震災を契機に、地域防災訓練の強化

防災倉庫の設置・緊急用ヘリポート整備

= 平常時における住民の防災意識の高揚及び災害時における円滑・迅速な避難体制を確保するため、高瀬川洪水ハザードマップを配布した。

東日本大震災を契機として H24 に地域防災計画の見直しを予定。また、地震総合防災訓練についても訓練内容をより現実に則した形に見直し、訓練項目を増やして実施した。防災備蓄用品購入を計画的に予算措置し、不測の事態に対応できるようにしている。

下水道事業の事業統合により、旧会染北部浄化センターを防災倉庫として整備した。併せて隣地に緊急用のヘリポートを築造し、緊急事態に対応できる体制を強化する。

(2) 施設等維持費の見直し

「公の施設」の管理運営や町が行う事務事業について、公的責任が後退しないように留意しつつ、管理手法を見直すとともに、民間活力の活用（「指定管理者制度」の導入、業務委託の拡大等）の積極的な推進により、経費の節減とともに利便性の向上・事務の迅速化など住民サービスの向上を図ります。

管理運営の見直し

施設ごとの利用状況に応じ、施設の存廃、管理のあり方、利用料（減免基準を含む。）利用時間等の見直しを行います。

民間参入により住民サービスの向上と経費の節減が期待されるものについては、指定管理者制度を導入します。

指定管理者制度の導入

施設の名称	見直し内容	結果
ハープセンター	指定管理者制度の導入を検討	指定管理者制度導入
福祉会館		
総合体育館・農村広場	管理のあり方を検討	現状維持
あづみ野池田クラフトパーク	管理のあり方を検討	現状維持
多目的研修センター	管理のあり方を検討	現状維持
美術館	管理のあり方を検討	新館長への運営委託 指定管理導入検討 冬期間休館実施
創造館	管理のあり方を検討	館長（専任）の配置 委託職員による管理 館の思い切った改装
池田・会染児童センター	指定管理又は民間委託を検討	検討中
公民館・図書館	直営維持	直営維持
総合福祉センター	直営維持	直営維持
福祉企業センター	直営維持	直営維持
池田保育園	直営維持	直営維持
会染保育園	直営維持	直営維持

(3) 補助金等の整理合理化

補助金は、特定の事業の促進・発達を期するために、公益性のある目的を持った団体等に行政が交付するもので、これまで、行政目的を効果的かつ効率的に達成する上で、重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、一度交付されると、実績に基づく事業効果が十分に検証・評価されないまま、長年にわたり特定の団体等に継続して交付され、既得権化している場合も見受けられます。言うまでもなく、補助金の財源は、広く住民の税金等でまかなわれている公金であり、特に、最近の厳しい財政状況の中で、その事業内容や対象経費などについては、住民の理解を得られるものでなくてはなりません。

こうした状況を踏まえ、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、財政運営の透明性を確保する観点から、また、住民と行政との協働のまちづくりを推進する観点から、現行の補助金についての全体的な見直しを行うとともに、補助金の交付に係る統一かつ明確な基準の策定などにより、効果的・効率的な執行に努める必要があります。

また、全県的・広域的な活動を行う協議会等に対する負担金についても、加盟の意義を再検討するとともに、事業内容の見直しによる負担金の削減に取り組む必要があります。

基本的な考え方

補助金については、これまでもマイナスシーリングにより削減を図ってきましたが、さらに、限られた財源の有効活用を図るため、個々の補助金について、必要性、有効性、効率性等の観点から、その役割や効果を精査し、見直しを行います。

また、見直しに当たっては、「客観的に認められる公益上の必要性がある場合において、自助努力をもってしても不足する経費を補助する」という原則を徹底するとともに、補助金に対する基本的な考え方（採択基準、補助対象経費、補助率、交付期間等）を明らかにすることにより、公平性、公正性、透明性を確保し、より適正な交付及び執行を図るため、こうした規定が明文化されていない補助金について、補助金交付基準を策定します。

なお、補助金の総額を抑制せざるを得ない状況にあっても、協働のまちづくりを推進する観点から、多様な住民ニーズに応える公共サービスの担い手としての住民の参加意欲を高め、住民活動のより活発な展開を促進していく必要があります。

このため、自治会が地域振興や活性化のために自主的に取り組むまちづくり活動や、道路・水路等を整備・補修する資材経費に対し補助金の交付を行うものとして、「池田町元気なまちづくり事業」などにより、こうした動きを積極的に支援していきます。

負担金についても、加盟する協議会等に対して事務事業の見直しによる経費節減を求め、負担金の減額を図るとともに、加盟の必要性についても見直しを行います。

具体的な見直し内容

《見直しの方向性》

【補助金について】

新たな住民ニーズに積極的に応えていくためにも、事業内容・成果等を精査し、社会的ニーズが薄れたり、所期の目的を達成した補助金は、廃止・縮小します。

「自助・共助・公助」の原則に基づく行政と団体・個人との役割分担を踏まえ、社会通念上、団体や個人が負担することが適当と考えられる分野については、自助努力による自立を促進する観点から、一定の終期を定め、段階的に補助金を縮小・廃止します。

行政と団体・個人との協働による取組が必要とされる公益性の高い事業については、地域全体の利益の増進を図る観点から、補助金の交付を継続するものとしますが、その際、具体的な交付基準が明確でない町単独補助金については、あらためて交付基準を策定することとします。

なお、それまでの期間においては、毎年度、一定額を助成している団体について、団体においても事務事業の見直しによる経費節減を求めるものとし、これにより補助金額の削減を行います。急激な変化を緩和する観点から、一定の期間を設け、段階的な引下げを行うこととします。

【負担金について】

現在、参加している協議会等について見直しを行い、所期の目的を達成、参加する意義の薄れている協議会等からは脱退します。

協議会等に対し、監査体制の充実等により事業内容の見直しに伴う経費削減を働きかけるとともに、負担金の減額を要望します。

【事業評価による見直し】

平成 22 年度に、補助金・交付金及び負担金（計 347 事業）について、事業評価を実施し、本プランに示されたものを基本方針とし、「第 5 次総合計画」における施策体系の中での個々の事業の位置付けを確認し、廃止を含め検討をしました。その結果、以下のとおりとなりました。

取組結果

1 事業評価（補助金、交付金及び負担金） 評価結果区分別

評価結果区分	補助金等の区分					計
	運営費補助金	事業費補助金	その他補助金	交付金	負担金	
廃止		1			8	9
縮減	4	2		1	15	22
整理統合	2	1		1	1	5
実施方法等の見直し	1	18	1		1	21
交付基準等の整備	24	26	2	4	1	57
終期設定		4				4
事務の適正化					1	1
合計	31	52	3	6	27	119

上記の評価結果区分に沿って、平成 23 年度以降各事業執行担当により継続して検討する。
平成 24 年度以降の予算編成にあたっては、検討の経過をまとめた評価シートを提出して査定する。

《交付基準の策定》

具体的な交付基準が明確でない町単独補助金については交付基準を策定し、適用します。

補助対象事業の定義

- ・ 事業目的、事業内容の公益性に係る判断基準（自助・共助・公助の原則）

交付基準の明確化

- ・ 団体補助に係る補助対象経費について、事業の実施に直接関係のない、団体運営に係る一般管理費的な経費等、補助対象としない経費を明確化する。
- ・ 補助金交付が長期間継続することによる既得権化などの弊害を防止するため、原則、3年以内の終期を設定し、定期的な見直しを行うものとする。
- ・ 公益性・有効性等の判断に基づいて決定される事業の性質別分類に応じた、適切な補助率・補助金額の適用区分を設定する。
- ・ 国・県補助金については、制度に規定する負担割合に基づき支出するものとし、原則、町単独での上乗せ・横出しは行わない。
- ・ 団体の財政状況に応じ、補助金がなくても運営できると判断される場合には交付を保留するなど、補助の必要性を考慮した執行を行う。

客観性と透明性の確保

- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、町単独補助金の見直しや交付基準に係る審議を定期的に行う。
- ・ 補助金の交付実績については、情報の共有化と透明性の確保を図るため、住民への情報公開を行う。

(4) 内部管理経費の見直し

最少のコストで行政サービスを提供するため、事務経費の一層の節減、行政事務の電子化などに努め、内部管理経費の徹底した削減を行います。

事務経費の削減

事務の執行に必要な経費や役場庁舎等の管理的な経費については、これまでも削減に努めてきたところですが、今後、より一層、こうした取組を徹底します。

《具体的な取組》

備品、消耗品の購入量の節減

- ・ パソコンの更新期間の延長を継続して実施
- ・ 消耗品の集中管理を継続して実施
- ・ IT活用によるペーパーレス化の一層の推進
- ・ 印刷用紙に係る両面使用の徹底

公用車管理経費の節減

- ・ 集中管理による台数削減
- ・ エコカー（ハイブリッド車等）の導入
- ・ 町有マイクロバスの台数検討

庁舎管理経費（光熱費等）のさらなる節減

宅配便、IP電話等の活用による通信費の節減

事務補助を行う臨時職員の適正配置

職員提案制度の充実による取組の拡充

廃棄書類の資源ゴミ化

など

行政事務の電子化

ホームページを活用した情報サービスの提供等により、住民の手続きの簡素化と窓口業務の省力化を図ります。

《具体的な取組》

- ・ 各種申請様式のホームページによる提供の推進・・・推進中
- ・ 電子申請・届出システムを活用したサービスの提供・・・提供中
- ・ 電子戸籍システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・導入完了

(5) 投資的経費の見直し

当町においては、近年、下水道、教育・文化施設、福祉施設等の社会基盤整備の充実を図ってきましたが、こうした大規模な投資的事業は、ひと段落しつつあります。

本プランの前期 5 か年は、厳しい財政状況や国の地方税財政改革等の動向を踏まえ、大規模な投資的事業の実施を控えつつ、住民生活に密接に関連する事業について、緊急性・優先度を考慮し、真に必要な事業の計画的な事業採択、重点的かつ効果的な事業の実施により投資的経費の総額を抑制し、効率的な執行に努めます。

また、投資的経費の抑制により、地方債残高の増加を招かない財政体質を確立し、中長期的に公債費の抑制を図ります。

後期 5 か年では、南北保育園を統合した池田保育園の建設ならびに池田町松川村学校給食センターの建て替え、公共施設の大規模な修繕を計画的に進め、公債費の急激増がないように努めます。

(6) その他

歳出の削減に向けた事務事業の整理合理化については、すべての行政活動に係る経費について例外なく取り組むこととしています。

したがって、町の基本的・一般的な収入・支出を経理する「一般会計」のほか、特定の事業や資金を管理する場合に設けられ、一般会計とは経理を別にする「特別会計」・「公営企業会計」についても同様に見直しを行います。

特別会計・公営企業会計は、住民に不可欠な公共サービスの提供に係る受益と負担の関係を個別に明確化し、もって財政の健全性を確保するために設けられていますが、今後とも安定的なサービスを続けていくため、独立採算により運営することを基本的な原則として、より一層、経営の健全化と自立性の向上が図られるよう、積極的に取り組む必要があります。

このため、引き続き、収入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや民間委託の推進等により業務の合理化と経費の節減を図りつつ、各会計の経営改革を推進し、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

各特別会計の事務事業の見直しと取組内容

【国民健康保険特別会計】

可能な限りの事務経費を削減し、福祉課と連携し医療費抑制に努めている。
なお、医療費抑制については、短時間で実現することが困難であり、福祉課での対応を自信を持って継続することが大切である。

【老人保健特別会計】

平成 22 年度をもって特別会計を廃止。

【後期高齢者医療特別会計】

平成 24 年度をもって後期高齢者医療制度は廃止予定、繰り出し金については高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた法定繰出金であるため、可能な限りの事務経費の削減を図った。

【水道事業会計】

計画的な施設の更新や日常の保守点検を行うことにより、故障及び不具合を防ぎ、維持管理費の節減を図る。施設点検を専門業者に委託し、老朽設備の早期発見と計画的な修繕を行っている。

【下水道事業特別会計】

計画的な施設の更新や日常の保守点検を行うことにより、故障及び不具合を防ぎ、維持管理費の節減を図る。

また、農業集落排水の汚水を高瀬浄水園で一括処理するよう、公共下水道に接続替えを実施した。処理場等の維持管理を包括的複数年委託することで、維持管理費の削減が図られた。

【簡易水道事業会計】

計画的な施設の更新や日常の保守点検を行うことにより、故障及び不具合を防ぎ、維持管理費の節減を図る。施設点検を専門業者に委託し、老朽設備の早期発見と計画的な修繕を行っている。

歳入増加に向けた取組

1 税収確保

近年、低下傾向にある町税収納率の向上は喫緊の課題となっており、安定的な税収及び税負担の公平性の確保の観点から、引き続き、納税者の税に対する理解の増進に努めるなど自主納税を促進し、現年課税分の収納率向上を図るとともに、滞納者に対しては、適正かつ厳正な滞納処分を行い、収入の確保に取り組めます。また、中長期的な観点では、産業の活性化と雇用の創出を促進するための施策の実施により、税源確保に努めます。

徴収困難な滞納案件は、長野県地方税滞納整理機構へ滞納整理を移管します。

税徴収員委託を継続し、定期的な訪問により徴収を実施していきます。そうした取組と併せて、納税相談・所得、財産、生活状況等を調査し滞納者に対して適正かつ厳正な滞納処分を実施します。滞納処分の実施に当たっては、長野県税徴収対策室と連携していきます。

【町税収納率（現年課税分）】

平成 28 年度に 99%以上の収納率確保を目指す

H18	98.82%	（前年度比 0.03 ポイントアップ）
H19	98.47%	（前年度比 0.35 ポイントダウン）
H20	98.43%	（前年度比 0.04 ポイントダウン）
H21	98.08%	（前年度比 0.35 ポイントダウン）
H22	98.33%	（前年度比 0.25 ポイントアップ）

2 町有財産の有効活用

町が所有する財産（土地、建物、物品等）のうち、将来的にも利用予定がなく、保有する必要がないものについては、売却や貸付等を積極的に進めるとともに、その他の施設については有効活用について検討します。

取組目標

吾妻町町有地・・・平成 24 年度中に売却
5 丁目町有地・・・平成 27 年度までに売却
旧福祉企業センター・・・有効活用について検討
上原商店跡地・・・・・・・・・”
北保育園跡地・・・・・・・・・”

3 施設使用料の見直し

町が提供する行政サービスには、あらゆるものに経費がかかっています。サービスの中には、道路や公園等のように、町民が負担する税金で設置・管理費用を賄うものも数多くありますが、受益と負担が明確に対応するようなものについては、そのサービスに要した経費に対する適正な受益者負担を求め、住民間の公平な負担に配慮していく必要があります。

受益者負担の代表的なものに公共施設の使用料があります。町内には、多くの公共施設が整備されており、住民の様々な活動に活用されています。一方、これらの施設の維持管理には相当の経費が必要となりますが、その財源は、税金と施設利用者の使用料によって賄われています。

歳出の削減を図る観点から、管理責任を負う町が、運営の効率化や経費の縮減に努めることはもちろんですが、使用料についても、町の財政状況等を踏まえ、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮した適正な料金設定が必要となっています。

このため、使用料について、原価計算のあり方や利用者の負担割合など算定方法に係る考え方を整理するとともに、減免規定について見直しを行います。

(1) 基本的な考え方

< 受益者負担の原則 >

使用料は、公共施設などの利用者に、利用の対価として維持管理経費の一部を負担していただいているものです。利用者側から見れば、安価であればあるほど喜ばしいのは当然ですが、その場合、必要経費の不足分は税金で賄われることになり、住民全体の負担となります。

ついては、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。

< 減免規定の見直し >

使用料の減免規定は、公共施設の活用促進や多様な住民活動の支援などに一定の効果을上げています。

しかしながら、減免により利用のほとんどについて使用料が無料となるような制度は、受益者負担の原則に鑑み、負担の公平性を損なう恐れがあります。

そこで、減免規定の見直しを行い、全額免除の適用範囲をできるだけ限定するなどにより、負担の公平性の確保に努めます。

(2) 具体的な見直し内容

受益者負担の原則の徹底

負担の公平性を確保する観点から、施設の運営管理に要する経費の一定部分を利用者負担に求めるため、有料を原則とする取扱いを徹底します。

減免の適用範囲の見直し

減免認定団体を見直し、活動内容等を考慮して、真にやむを得ないと認められるものに限り、例外として減免の適用対象として扱うものとします。

また、共催・後援等、町が関与する行事等に係る利用に対する減免について、町の関与の程度を考慮した基準の設定について検討します。

使用料水準の見直し

減免規定の見直しに伴い、これまで全額免除の適用対象とされてきた団体に使用料の負担を求めることとなるため、急激な負担増を避けるとともに、施設の有効利用を促進する観点から、当面、使用料の引き下げを行います。

なお、将来的には、納税者・利用者の双方から理解を得られるよう、施設の運営管理に要する費用（原価）や税と使用料の負担割合のあり方を考慮した水準とするための算定方法を検討するとともに、定期的に見直しを行います。

町外利用料金等の設定

町民による有効活用を本来の目的とする公共施設の設置趣旨に鑑み、町外の団体・個人の利用や、入場料を徴収する場合、営利を目的とする場合にあっては、割増料金を適用します。

4 ふるさと納税

歳入増加に向けた取組の一つとして、平成 20 年度のふるさと納税制度の拡充以降、「てるてる坊主のふるさと応援基金」を創設し、ふるさと池田町を応援したい多くのみなさんの熱い思いがこもったふるさと納税（寄付）を魅力あふれるまちづくりに活用すべく、広報紙及びホームページなどにより積極的なPRを行っています。

その結果、ふるさとを思う（池田町応援団）方々が年を追うごとに増えています。

<収入実績額（基金残高）>

H20	225 千円
H21	460 千円
H22	725 千円
H23	975 千円（見込）

5 その他

新たな財源を確保するため、広報紙やホームページ等への宣伝広告の掲載による広告料など、これまでの常識にとらわれない発想により、新たな財源を確保するための施策に取り組めます。

<収入実績額>

H20	44 万円
H21	30 万円
H22	26 万円

《具体的な取組》

広報紙等への有料広告の掲載

町の広報媒体や印刷物等に町内企業等の宣伝広告を掲載し、広告料を徴収することにより、自主財源の確保と地域経済の活性化を図ります。

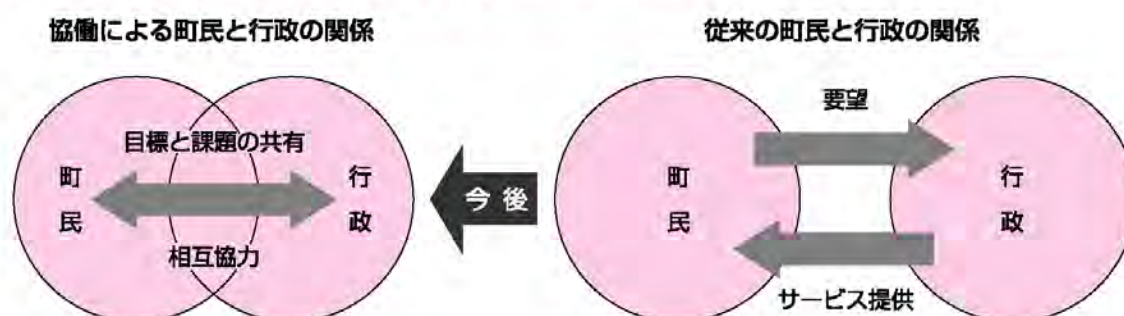
- ・ 広報いけだ
- ・ ホームページ
- ・ 町営バス
- ・ ごみ収集カレンダー …… 従前の年 2 回から 1 回発行に変更し、広告掲載スペースが無くなったため取り組み中止。

長引く景気低迷等により、地方自治体の運営がますます難しい時代となってきています。一方、個人のライフスタイルが多様化する中で、公共サービスに求められるものも多様化、複雑化してきています。特に、子どもにとって安全・安心な地域の実現、高齢化社会の中でどのようにして幸せに地域で生きるか、そして、地震などの災害時にどのように命を守るかなどの問題は行政のみの力では解決できず、地域住民の主体的な取り組みが求められます。

今後、限りある財源で地域住民の満足度を高める良質のサービスを提供していくためには、住民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりを行う「協働の時代」へとシフトし、取り組んでいく必要があります。

協働の方法としては、まず、住民と行政はまちづくりのパートナーであることをお互いに認め合い、協力してまちづくりを推進する意識を醸成します。その上で、それぞれの役割分担を明確化し、具体的な施策形成につなげていきます。

《協働のまちづくり》のイメージ



従来のまちづくりは、住民の要望などを踏まえ、どちらかという行政が主体となって施策の実現に取り組んできました。また、公共サービスは主に行政が担うという考え方が、住民と行政の双方で一般的でした。

しかしながら、地方分権が進展する一方で、住民ニーズが多様化・高度化とともに変化し続ける中、これらに対応したきめ細やかな公共サービスの提供について、限りある財源で行政がすべてを担うことは困難な状況になっています。

こうした状況において、これからは、住民と行政がお互いに目標と課題を共有し、一緒になって考え、解決していくという協働のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいく必要があります。

このため、住民や自治会、NPO、団体、企業など、地域で生活するすべての人々と行政が、今以上に連携を深めながら、それぞれ責任と役割を分担し、対等な立場で補完・協力しあう「協働のまちづくり」を推進します。

《協働のまちづくり》の基本原則

町では、自助・共助・公助の3つの原則を基本とし、住民と町職員が一体となって、まちづくりを推進していきます。

自助 = 「自分のことは自分です」

共助 = 「地域や団体は、近隣住民のお互いの力を結集して助け合う」

公助 = 「自助・共助でできない、町全体に関わることを行政が行う」

【協働による取組が期待される具体的な活動】 ~例示~

自助の事例（住民・家庭などでできること）

- ・ ゴミの減量化・分別・リサイクル
- ・ 健康づくり
- ・ 地域福祉、子育て活動等への協力
- ・ 住宅周辺の除雪・道路清掃・草刈等への協力
- ・ 環境美化や景観・自然環境を守る
- ・ 自分の知識を地域に還元する

など

共助の事例（自治会などでできること）

- ・ 環境美化（花とハーブの里づくり・花壇設置・管理等）
- ・ ゴミの減量化・分別・リサイクルの推進
- ・ 道路・水路の維持管理・修繕
- ・ 防犯灯やゴミ集積所の維持管理
- ・ 災害に備えた自主防災会活動
- ・ 地域福祉活動（高齢者や障害者への支援、敬老祭開催等）
- ・ 子育て支援（育成会活動、子供を守る安全対策委員会等）
- ・ 交通安全・防犯活動
- ・ 生涯学習の推進（公民館活動等）
- ・ 文書の配布・回覧板の管理
- ・ 伝統文化（祭りや地域芸能）の継承

など

住民団体等が行うまちづくり活動への支援

協働への入り口としては、まず町内全体に協働意識を浸透させることを目的に町内 33 自治会を対象にした事業を推進していきます。

池田町元気なまちづくり事業

(平成 18 年 4 月から実施)

地域に密着した住民自治組織である自治会活動の発展を支援するため、自治会が地域振興や活性化のために自主的・主体的に取り組むまちづくり活動や、道路・水路等の整備・補修に要する資材経費に対して補助金を交付します。

平成 22 年度からは、まちづくり事業に限り、NPO 法人又は 5 人以上の町民により構成されていて主に町内で活動している団体も補助金交付対象へ拡充しました。

【まちづくり事業の実績額】

	補助金額	実施団体
平成 18 年度	899,000 円	3 自治会
平成 19 年度	676,000 円	3 自治会
平成 20 年度	1,352,000 円	6 自治会
平成 21 年度	210,000 円	1 自治会
平成 22 年度	494,000 円	3 自治会
	1,200,000 円	4 団体
累計	4,831,000 円	

【建設資材支給事業の実績額】

	補助金額	通常発注額	差額(効果額)
平成 18 年度	280 万円	490 万円	210 万円
平成 19 年度	480 万円	1,005 万円	525 万円
平成 20 年度	455 万円	900 万円	445 万円
平成 21 年度	392 万円	780 万円	388 万円
平成 22 年度	429 万円	850 万円	421 万円
累計	2,036 万円	4,025 万円	1,989 万円

自治会パートナー制度

(平成 18 年 4 月から実施)

町民と行政が同じ立場で協働するまちづくりを推進するため、町職員が各自治会のまちづくりに参画し、活動を支援しながら、住民による自主的なまちづくりの発展に寄与できるよう、職員の自治会担当制度「自治会パートナー」を導入しています。

各自治会に概ね 2 名ずつ職員をパートナーとして配置し、各自治会の総会・会議等への参加、町への自治会要請に同席するなど、参画または手助けをするよう積極的に取り組んでいます。活動の具体例としては、町づくり事業・建設資材支給事業の申請書類の作成支援などを行っています。

行政情報の積極的な公開

国から地方への自主財源と権限の委譲が進められる中で、地方公共団体にあっては、それぞれの団体が自らの判断により行政運営を行う裁量が拡大しつつあります。

こうした状況においては、住民への説明責任の遂行がこれまで以上に求められるとともに、住民と行政との協働によるまちづくりの推進に当たっては、それぞれの実状をお互いが十分に理解し合うことが必要となることから、情報公開を積極的に推進し、かつ、住民等からの提言・意見等の行政運営への反映にも配慮し、公正の確保と透明性の向上に努めます。

《具体的な取組》

広報活動の充実による行政情報の共有化

- ・ 広報いけだ ・ ホームページ ・ 防災行政無線
- ・ 配付チラシ等
- ・ まちづくり懇談会

=町からのお知らせとして、「広報いけだ」の毎月発行、併せてホームページへの情報掲載も行い、情報提供を密に提供するようにしています。広報記事の編集は、今後も外部の意見を取り入れられるよう検討します。自治会への配布文書は、文書配布者の負担軽減を考慮し、両面印刷をするなどして送付量の減少を引き続き各課に徹底します。

また、平成23年から「予算説明書（わかりやすい町の仕事）」を発行し、実施している町の施策についてわかりやすく紹介するようにしました。

政策形成への住民参加の促進

まちづくりの主役は住民であり、住民と行政がともに知恵と力を出し合いながら町政を進めていくことが必要です。

そのためには住民の意見を十分にお聞きすることができるシステムの確立が必要不可欠となりますので、今後とも幅広く建設的な意見を収集できる体制を強化していきます。

《具体的な取組》

住民の行政参加機会の確保

- ・ 広報いけだ「お待ちしております！あなたの提案」
 - ・ 町長と直接語る「町長と気軽に語ろう会」
 - ・ 町民提案制度
 - ・ 電子メールやファックスでの提案受付
- 各種計画策定に係る住民意見の反映
- ・ 委員公募制の活用
(総合計画審議会委員)
 - ・ 住民意向アンケート調査(土地利用計画)
 - ・ 美しい里づくりワークショップ

元気と魅力あふれるまちづくり

財政状況が非常に厳しい中で自立のまちづくりを推進していくには、徹底した行財政改革に取り組む必要があります。改革の実効性を高めるためには、消極的な施策が中心とならざるを得ませんが、こうした中であっても、町の持続的な発展・振興に向け、地域の特色を活かしつつ、活力を創造するための施策にも取り組んでいかなければなりません。

このため、計画期間の前半においては、歳出削減を中心とした行財政改革の推進に重点的・集中的に取り組むものとし、これらに対する一定の成果が期待できる後半は、元気と魅力あふれるまちづくりの実現に向けた施策を推進する期間と位置付け、収支の均衡・安定に配慮しつつ、財政規模に見合ったまちづくり事業に取り組めます。

なお、まちづくりの推進に当たっては、20年後を見据えて平成17年度に策定した「池田町都市計画マスタープラン」の実現に向けて、プランに掲げる施策の具体化に取り組めます。

現在の人口動態が継続した場合、将来、町の人口は1万人を割り、高齢化率が一層高まることが予想されます。年代別では、10代・20代が減少する一方で、30代以上は増加する傾向にあります。

就学・就職を契機に町外に出た若い世代が再び戻ってきて住みたくするような活力と魅力づくりを、次の8つのプロジェクトにより推進し、自立したまちづくりを目指します。

快適居住創出プロジェクト

都市計画マスタープランにおける取組（H18～H37）

多様化する居住環境に対するニーズに応えるため、様々な居住の選択肢を提供し、良好な居住環境の形成を図ります。

- ・ 高齢者対策として若年層の定着に向けた新たな居住拠点の創出を図ります。
- ・ 良好な自然や景観を大切に、安心して心地よく暮らせる居住環境を維持します。
- ・ 様々な居住の選択肢のあるまちを目指します。

種まきとして・・・

まちなかでは、いずれの世代の人口も減少傾向にあり、中でも次代を担う20代～30代の減少が顕著です。

景観と良好な住環境に配慮した住宅地の誘導に向け、平成19年から具体的な計画策定に着手します。=具体的な計画として、平成22年に、「池田町の土地利用及び開発指導に関する条例」及び付随する規則等を策定しました。長い将来に渡り、町の景観と良好な住環境を守っていくための制度が確立し、平成23年10月より制度の運用を開始しています。

この新しい土地利用計画では、町内の道路整備の基本方針も明確に定められているため、安全・安心で利便性を求める若い世代、子育て世代等が新たに住宅地を希望した場合、住宅地として用途を定められた地域へ誘導し、道路など社会資本整備が効率よく行われ、結果的に住民の利便性向上及び経費削減が図れるものとなります。

眺望に優れた山麓や利便性のよい南部の田園地域の一部では、人口が増加傾向にあります。無秩序な宅地化が招くバラ立ち等による環境条件の悪化や行政サービスの効率性の低下が懸念されるため、集落または連続する地域単位での居住のためのルールづくりに着手します。

= 策定済みの「池田町の土地利用及び開発指導に関する条例」により、宅地化等の可否、関連する要綱により周囲環境及び景観との調和について定め、無秩序な開発が起きにくい状況になりました。

良好な自然や農地が残されている郊外の、周囲環境との調和に配慮した持続可能な生活環境づくりについて、専門家の意見を聞くとともに、住民のニーズを把握しながら検討を行います。

= 「池田町の土地利用及び開発指導に関する条例」の策定にあたっては、土地利用調整基本計画検討委員会（各種団体から代表を選出）を組織しました。専門家の意見を反映させるため、委員長に、土地利用計画及び景観形成に造詣の深い大学教授クラスの専門家に就いていただきました。

住民のニーズを把握する点では、計画策定の第1段階で、町内全戸を対象としたアンケートを実施し、約7割の世帯からの回答により全体的な傾向と要望を把握し計画策定のベースとするとともに、策定の各段階で地域別の懇談会を3回開催し、住民からの意見・要望を取り入れて策定したことから、住民ニーズは、概ね反映された計画になっています。

産業雇用創出プロジェクト

都市計画マスタープランにおける取組（H18～H37）

地産地消を核として地域に根ざした産業を育て、地域雇用を生み出す産業の創出を目指します。

- ・ 地域資源を活かした、雇用を生み出す産業拠点の創出を図ります
- ・ 生産基盤として圃場整備された優良農地を保全します。
- ・ 宅地や商工業施設は適切なエリアへ誘導し、自然環境や営農環境を保全します。

産業の振興は、若者世代の地域定着化をはじめとして、地域の活力・魅力の向上を図る上で大きな効果が期待され、ここに暮らす人々にとって、最も重要なまちづくりの柱となる課題です。地域に根ざした産業の振興・育成を図るため、各施策の推進に取り組みます。

種まきとして・・・

畑地帯総合整備事業の推進により、山麓におけるブドウ等の果樹栽培（遊休桑園の有効利用）を進めるとともに、関連産業の誘致に向けた体制整備などに積極的に取り組みます。

= 浜田見工区・中之郷工区ともに荒廃桑園を優良農地に造成し、企業を誘致してワイン用ブドウの栽培が始まりました。

ブドウ生産を通じ、農業経営の安定化と近代化を図り、町づくりの大きな柱として地域産業を発展させていきます。今後、収穫期において、収穫作業等に従事する多数の雇用が見込まれます。

工場経営者、商工会、町による情報交換の場を設け、工業振興方策に係る懇談等を通して施策へのニーズを把握するとともに、景観や道路事情に配慮した工業団地の誘導について、平成19年にプロジェクトチームを設置し、検討を行います。

= 産業政策顧問を配置し、ものづくり産業クラスターを形成し、町内事業主らによるイノベーションクラブ・教室などの事業を展開中。また、商工会へプロジェクトマネージャーを配置し、町内企業の活性化を図っています。

今後は、土地利用計画を踏まえ、企業誘致について検討していきます。

クラフトパーク・ハーブセンターの活力と魅力を最大限に引き出すための活性化策について、関係者をはじめ、住民の参加を得ながら平成 19 年中に検討を行い、平成 20 年以降、財政状況に配慮しつつ、順次、施策の展開に取り組みます。

= 平成 21 年度に「クラフトパーク連絡会」を設立し、クラフトパーク周辺の飲食店・宿泊施設及び自治会等が連携・交流・協力をすることで集客向上と活性化を図っている。連絡会にて、集合案内看板の設置、エリアマップの作成を行っています。

ハーブセンターについては、前出の施設等維持費の見直しにて検討され、指定管理者制度導入により、民間活力を活用して町の基幹的な施設として運営していきます。

活性化施設を町の特産物加工・販売の拠点とするため、健全な経営の確保に努め、3 年間での法人化を目指します。

= 平成 21 年度より、法人化に向けての学習会を開催しています。長野県の農業改良普及センターからの指導を受け平成 25 年からの法人化に向け準備中です。

美しいまちじっくり満喫プロジェクト

都市計画マスタープランにおける取組 (H18~H37)

池田町のいいところを活かし、美しさをじっくり巡り、体験・体感して満喫できるしくみをつくります。

- ・ 修景、施設の再生と利活用のしくみの構築で来訪者に楽しさを提供します。
- ・ 森林の多面的な活用を進め、良好な森林環境を維持します。
- ・ 面としての農地の広がりを保全し、眺めて楽しめる田園風景を維持します。
- ・ 岡堰や前川等、連続する水辺空間を保全します。

種まきとして・・・

「美しい日本の歩きたくなる道 500 選」に選ばれた立地条件を活かした観光振興を推進するため、観光推進本部を中心にあらゆる関係者が連携して、住民と来訪者の双方が楽しめるような施策の展開に取り組めます。

= ウォーキング、てるてる坊主アート展等の開催や観光 P R を観光協会と連携して推進しています。今後は町内滞在型や体験等、町民とふれあいを持てるような接遇を検討していきます。

町の顔ともいえるべき施設でありながら、観光振興の拠点として活かし切れていない印象の強い以下の 3 施設の運営について、平成 19 年以降見直しを行います。

ハーブセンター

関係者により設置する検討委員会において、運営管理の抜本的な見直しに向けた検討を行い、これまで以上に住民や来訪者に親しまれ、利用される施設とするための改善の方向性を示します。

=平成21年6月に第1回の活性化施設改革検討委員会を開催し、延べ6回の委員会にて検討を行い、指定管理者制度の導入を決定。同10月、指定管理者の募集及び審査を行い、予定者を決定。その後12月定例議会にて管理者が決定。平成22年より株式会社てる坊市場が指定管理を行っています。

クラフトパーク

訪れるクラフトパークファンの満足度をより高め、利用度の向上に結び付けるための施策を第5次総合計画の重点事業として位置付け、周辺施設等の関係者とともに具体的な方策に向けた検討を行います。

=平成21年に「クラフトパーク連絡会」を設立し、美術館・創造館及びクラフトパーク周辺の飲食店・宿泊施設及び自治会等が連携・交流・協力をすることで集客向上と活性化を図っています。連絡会にて、集合案内看板の設置、エリアマップの作成等を行っています。

大峰高原

人気の高まっている大カエデを中心とした観光振興施策について検討します。

=平成22年の借地契約の更改にて、大カエデ周辺の土地も借り、観光資源の一部として展開しています。年間4万人の観光客に対して、大カエデを利用した商品化等について、商工会・観光推進本部・観光協会と連携して検討していきます。

豊科I.C.から近く、交通至便な立地にある山あいの環境としての東山一帯を、グリーンツーリズムや森林浴等の拠点として定着させるため、住民との協働により整備と活用を進めます。

=森林の里親契約締結(H20.7.1)による、林業・農業体験から、今後のグリーンツーリズムや、森林機能の多目的利用についての検討を行います。又、大北地域において小中学校を対象にグリーンツーリズムを展開すべく、地域協議会を組織してPRに努めています。

町外からのより円滑なアクセスを確保するため、池田町へのメイン進入路としての(仮称)細野橋建設について、地域高規格道路の早期建設促進と併せて、国県への要望等に取り組みます。

=平成20年に、地域高規格道路の豊科北ルート案が長野県から示され、現在各種調査、関係機関との協議が行われています。地域高規格道路の建設と並行して橋が完成するように計画調査を行い、建設要望を国・県に対して行っていきます。

住民の健康づくりについては、食・運動・生活リズムなどの日常生活の健全化を促し、町民が健康で長生きできるまちを目指します。特に、死亡原因・介護状態・医療費へ大きな影響を及ぼす脳・心臓・腎臓等の血管の病気を予防するため、各ライフステージに応じ、途切れることなく自分の健康に関心を持って生活できるよう働きかけます。

「食」「運動」「生活リズム」「健診」を4本柱とし、住民が実践できる具体的取り組みを示し、広報するとともに各自治会の集会などで啓蒙していきます。

関係する各課と連携して、以下の取り組みを行います。

食・運動・生活リズム

【学ぶ場の提供】

- ・妊娠期の「ハローベビークラス」、乳幼児期の「乳幼児健診」・家庭教育学級「ポレポレ」、保育園での園児・保護者向けの啓発、学童期での学校教育、それ以降の年代の方へは、広報いけだの「健康づくり便」や自治会の集会・健診等の場で、食・運動・生活リズムなどの必要な情報を発信していきます。

【からだを動かす場の提供】

- ・保健センターの開放日等において、乳幼児期からからだを動かせる場の提供をします。
- ・総合型地域スポーツクラブ設立により、老若男女を問わず「いつでも・どこでもだれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整えます。また、地域へ出向いた巡回型健康教室（体操）を開催するとともに、指導者を育成し、日常的に体を動かせる場を提供します。

健診

1年に1回は健診を受け、健診の結果から「自分の血管がどんな状態であるか確認できる場」を確保します。

- ・妊婦健診・乳幼児健診・保育園での健診・小中学校での血液検査・ヤング健診・特定健診・後期高齢者健診の場を提供します。
- ・全住民対象とした健診結果の見方の説明を行います。
- ・血管を守るための栄養相談や健康相談を行います。

こども支援センター

地域住民（児童家族）のニーズを把握し、「子育て・福祉・教育・労働・生活環境」などの問題に、各ライフステージにおいて総合的に対策を講じ、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、町民一人ひとりの意識を改革するとともに、更なる子育て支援の充実を図り、「みんなで子育てをサポートしあえる町」を目指します。

妊娠と出産期

現 状：妊娠届時のアンケートで経済不安、相談する人がいない、出産の不安、体調不良等を訴える方が多数あります。

課 題：妊娠期からの相談、支援体制を整える必要があります。

取り組み：全国的に深刻な課題である少子化への対応として、妊婦が健康で安心して子どもを産むことができるための支援（ハローベビークラス、マタニティー相談、不妊治療への助成・相談、養育支援家庭訪問事業等）を充実していきます。

育児（乳幼児期）

現 状：子育てアンケートには、出産後の体調不良、兄弟のこと、発達について知りたいという回答が多く見られました。

課 題：年齢や発達段階に合った関わり及び、見通しを持って子育てできる学びの場や母の体調面への支援が必要です。

取り組み：母子の愛着づくりや、子育て家族の親子の関係づくりのために、こんにちは赤ちゃん訪問事業、育児支援家庭訪問事業等の支援策に出産後早い段階から力を入れて取り組んでいます。

思春期

現 状：性教育についてアンケートしたところ、家庭でどの年齢でどのような性教育をして良いかわからないと答えた家庭が約3割ありました。

課 題：家庭教育の具体的な方法を伝えることが必要です。

取り組み：子どもが健康で生き生きとした生活を送るために、思春期の心の健康と性の問題について、子育て支援ネットワーク連絡協議会思春期部会での取り組みの検討や、思春期相談等の推進をしていきます。

特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

現 状：近年、「親が育てにくさを感じる子ども」や「発達に特性をもつ子ども」が増えていることから、乳幼児健診等で、親から、歩行の遅れ、言葉の遅れ、指示がわからずじっとしてられない、皆と一緒にいられないなどで、どのように育てたら良いかわからず困っているという相談がある。

課 題：親の不安を取り除き、子どもの持っている力を伸ばす支援が必要です。

取り組み：乳幼児期など早期から発達障がいのある子供たちに対する支援の充実を図るため、子育て支援ネットワーク連絡協議会療育部会で福祉・保育・教育に係る関係機関が連携して一貫継続した体制づくりのための検討や職員、保護者、地域の方向けの研修を推進しています。

町民活動サポートセンター

「美しいふるさと池田で、楽しくつながる仲間づくり・町づくり」を理念として平成 23 年 4 月に開設されました。

町民の方々が、いろいろな町民活動に参加したり、仲間を集めるための手伝い(サポート)をすることにより、人々の絆を深め、地域を活性化させることを目的としています。

取り組み

町内で文化・健康・趣味・スポーツといったサークル活動をされている方々や、サークル活動へ加入を希望されている方に対して以下のような事業を行っています。

- 情報の収集 ... 活動内容や規模などを調査してデータベース化
(社会教育委員の調査結果を基本とする)
- 情報の提供 ... 町の広報などで各サークルの活動状況を周知したり、情報を求めている方には、希望しているサークルの活動内容をお知らせしたり、代表者と連絡を取りあうなどして情報を提供する。
- そ の 他 ... サークル活動についての様々な相談に応じる。

現状と課題

広報や地元新聞などでサポートセンターの存在をPRした結果、上記活動について月に数件の相談(面談や電話による)がある。

サークル活動の情報収集に行き届かない部分があり、町内の全サークルを網羅できていない。
平成 24 年に社会教育委員活動により調査が行われるので、その情報を取りまとめてデータを充実させたい。

新池田学問所

平成18年に、それまで実施されていた「生涯学習各講座」を刷新して、江戸時代、池田町に庶民の手で開かれた庶民のための学校「池田学問所」の伝統にあやかり、「新池田学問所」として発足しました。

学問所の基本理念を「楽しさ発見」「仲間発見」「ふるさと発見」とし、それぞれの講座名も「塾」という名前に統一することにより、老若男女を対象とした様々な講座を企画運営しています。

取り組み

多くの年齢層が参加できる各種講座の企画運営を行う。(平成23年度)

名称・対象年齢	内 容
みのり塾 (全年齢対象)	講義、体験、社会探訪と様々な形で 知的好奇心を満たす。 登録者114名、全10回開催
こがね塾 (75歳以上)	「素朴でなつかしい、信州のくらしや伝統文化」仲間作りを しながら楽しく学ぶ。登録者47名、全5回開催
インターネット体験塾 (全年齢対象)	インターネットを使用する方法や電子メールの送受信、代表的な検索サイトの使い方を学ぶ。受講者14名 5月31日～6月2日(3日間)
いけだ学び塾 (全年齢対象)	池田町の歴史や文化・生活環境を学び、池田町の良さを知る。受講者17名、全5回開催
ふるさとチャレンジ塾 (小学4年生～中学2年生)	子どもたちに遊びや体験を通してふるさとのことを知ってもらうため、スポーツ・キャンプ・料理・工作などを体験する。登録者22名、全10回開催。
ポレポレ塾 (未就園児とその保護者)	ふれあい体操やうた遊びを中心に親子一緒に活動し、スキンシップを図る。登録者63組、全21回開催

現状と課題

各講座ともおおむね好評を得ている。また、受講者数も増加している。

ふるさとチャレンジ塾については、池田工業高校とも連携し、子どもたちの指導にあたってもらっている。

今後は、若者向けの塾について企画、実施していきたい。

総合型地域スポーツクラブ

スポーツは、体力向上や健康の維持・増進につながるとともに、仲間づくりや青少年の健全育成、高齢者や障害のある人たちの社会参加を図るための手段としても大きな効果が期待されます。

しかし、社会環境や経済状況、ライフスタイルの変化などによりスポーツをする機会が減少しています。運動不足による体力の低下や生活習慣病の増加、地域社会の人間関係の希薄化などが社会的問題になっています。

そこで、町民一人ひとりのライフスタイルや趣味等に応じて、生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、生涯スポーツ社会の実現「心身ともに健康」「世代を超えた仲間づくり」を目指し、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」を設立します。

- 1 行動理念 池田町総合型地域スポーツクラブ活動を通じて町民みんなに広がる健康の輪
- 2 重点ポイント 心身ともに健康・世代を超えた仲間づくり
- 3 事業計画（平成24年度）

事業名	対象	内容
複合スポーツ教室	小中学生	多種目スポーツ体験教室（初級編）
チャレンジスポーツ教室	高校生以上	楽しみながら多種目スポーツ体験と仲間づくり
誰でも健康運動教室	中高齢者 障がい者	体操等による健康増進・体力向上、介護予防
綱引き大会	全町民	総合型地域スポーツクラブPRイベント みんなの文化祭と同日開催し、町民交流を目的とする。 当日は地元食材で作った汁物のサービスを検討
健康出前教室	成人団体 分館・任意団体	要請により各地区に出向いて体操教室等を行う。 家の近くなら参加したいという要望に応えた事業
こども元気出前教室	中学生以下	要請により各地区に出向いてこども向けの教室を行う。 児童センター、地区育成会などの要望に応えたい。
親子で楽しもう教室	園児～ 小学校3年生	体を動かすことの楽しさを親子で体験 親子・仲間交流を目的とする。 新池田学問所事業「ポレポレ」終了後も引き続き体験・ 交流等をしたいという要望に応えたい。
相談事業	全町民	体を動かしたい、教室を開きたいなど様々な相談を受け る。
イキイキ教室	町内成人者	福祉課の介護予防教室に指導者を派遣する。

「日本で最も美しい村」連合

近年、市町村合併が進み、小さくても素晴らしい環境・文化を持つ町村の存続や、景観の保護などが難しくなっています。池田町は、平成16年に「市町村合併をせず自立の道を選択する」決議をし、地域の特色を活かした輝くまちづくりを目指して、さまざまな事業展開をしてきました。

失ったら二度と取り戻せない、そんな日本の農山村の景観や文化を守り、小さくても輝くオンリーワンを持つ町村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来に渡って美しい地域であり続けることを目的としているNPO法人「日本で最も美しい村」連合の活動が、池田町のまちづくりの考え方に合致していることから、平成21年に加盟申請をし、連合による資格審査を経て加盟しました。

連合加盟を契機に、先人から受け継ぎ、大切に守ってきた自然・文化や美しい景観などの地域資源を、連合の組織及びブランド力を活用して全国に発信することにより、地域活性化及び地域経済の発展が期待され、また、町民それぞれが、自分たちの住む地域が最も美しいところであるという意識を持ち、そのうえで地域資源の保護や活用・美しいまちづくり活動を展開し、更に全国に誇れる美しいまちとなることを目指します。

美しいまちづくりプロジェクト

《具体的な取組》

連合及び加盟に対する知名度・意識の向上

- ・連合ロゴマークの看板設置
- ・町からの発信文書等に連合ロゴマークを印刷
- ・広報いけだ等による情報発信
- ・美しいまちづくり推進委員会の設立

今後の活動

- ・「美しいまちづくり推進計画」に基づき、環境・景観・産業・人・伝統歴史文化の項目に沿って行政と町民が一丸となって施策を展開していく
- ・県内加盟町村（7町村）で組織する「長野県会議」によるPR活動（首都圏での物産展やスタンプラリー等）